

砥 部 町 議 会
令和元年 第 2 回 定例会
会 議 録

令和元年第2回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招 集 年 月 日	令和元年 6 月 13 日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和元年 6 月 13 日 午前 9 時 30 分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 柿本 正 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一 5 番 菊池伸二 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子 10 番 西岡利昌 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 13 番 井上洋一 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第 121 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 佐川秀紀 副町長 上田文雄 教育長 武智省三 総務課長 相原清志 企画財政課長 大江章吾 地域振興課長 岡田洋志 戸籍税務課長 富岡 修 保険健康課長 池田晃一 介護福祉課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 建設課長 門田 作 農林課長 大内 均 生活環境課長 田中克典 上下水道課長 伊達定真 会計管理者 門田 巧 広田支所長 高橋 桂 学校教育課長 門田敬三 社会教育課長 町田忠彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 前田正則 局長補佐 楠 耕一		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 16 番 三谷喜好 1 番 柿本 正			
傍 聴 者	2 人			

令和元年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

令和元年第 2 回砥部町議会定例会

令和元年 6 月 13 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（中島博志） ただいまから、令和元年第 2 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集のご挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和元年第 2 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ご提案させていただきます案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。さて、晴れやかに令和の新時代を迎えてから一月が経過し、今日は清々しく晴れておりますけれども、これからジメジメと長い梅雨の時期を迎えます。皆様ご承知のとおり、令和の典拠は、万葉集の中で歌われた、梅の花の一文です。そして、砥部町の花も梅でございます。憂うつな気分になりがちなこの梅雨の季節も、これからは感慨深いものになるのではないのでしょうか。町内では田植えも次第に終わり、カエルの元気な鳴き声が響き渡ってまいります。これからの梅雨時期の雨は、農作物にとっては大切な恵みの雨ではございますが、近年の異常気象により、1 時間に 80 ミリを超える猛烈な雨は、40 年前の 2 倍近くに増えているようです。甚大な被害をもたらした昨年の西日本豪雨は、決して特別なものではございません。先日、国のガイドラインの改定に伴い、5 段階の災害時警戒レベルが発表されましたが、町民の皆様には、自らが取るべき行動を把握していただき、自分の命は自分で守るということを第一にこれからの出水期を迎えていただきたいと願っております。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。出資法人等の経営状況の報告が 3 件、平成 30 年度の繰越計算書の報告が 4 件、砥部小学校のエアコン整備に伴う工事請負の締結が 1 件、土地開発公社の解散についてが 1 件、森林環境税の創設に伴う条例及び地域経済牽引事業に伴う条例の制定が 2 件、選挙に関わる非常勤特別職の報酬額の改正など条例の一部改正などが 6 件ございます。また、一般会計補正予算につきましては、10 月から実施される幼児教育無償化に伴う子ども子育て支援システム及び障害者自立支援システムの改修委託業務、風しんの抗体保有率の低い、40 歳から 57 歳の男性に対して実施する抗体検査及び予防接種に係る経費など、総額 1 億 6,449 万 3 千円の増額補正となっております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議により、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、今定例会の招集のご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中島博志） これから本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、16 番三谷喜好君、1 番柿本正君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（中島博志） 日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る6月5日の開催の議会運営委員会において、本日から21日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から21日までの9日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（中島博志） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より、4月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果についてご報告します。5月9日、砥部中学校において、砥部町PTA連絡協議会の役員の皆様と、議会とまちづくりを語る会を開催し、私、柿本正君、佐々木公博君、原田公夫君、松崎浩司君、面岡利昌君、平岡文男君、三谷喜好君、以上8名を派遣しました。当日は、19名の皆様のご参加をいただき、有意義な意見交換会を行うことができました。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（中島博志） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成31年3月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りしております、行政報告1ページをご覧ください。総務課でございます。（1）5月1日から10日まで、令和元年5月1日の天皇陛下御即位に際して、町民の祝意をお受けするため、庁舎に奉祝記帳所を設置しました。町内外から154人の記帳をお受けし、5月の14日に御記帳簿を宮内庁に奉呈いたしました。（2）6月2日、麻生小学校区を対象に、土砂災害を想定した避難所開設運営訓練を総合福祉センターはらまちで実施しました。消防防災科学センターの図上訓練指導員を講師に招き、防災士、自主防災組織の役員など48人が参加し、避難所運営の心構えや注意点を学びました。（3）6月7日、砥部町水防協議会を庁舎で開催し、令和元年度砥部町水防計画案が承認されました。会議終了後、県、警察、消防及び町の関係者が広田地域に行き、7月豪雨時の被災箇所などの合同点検を行いました。企画財政課。2月12日から5月27日までの落札の状況でございます。入札件数91件、設計金額の総額15億7,463万6千円、落札総額15億227万2千円、落札率95.4パーセントでございます。①が建設工事54件、②が測量、建設コンサルタント5件、③が委託業務23件、④物品購入9件でござ

います。内訳はご覧のとおりでございます。2ページをご覧ください。地域振興課。(1) 3月24日、とべ動物園開園30周年を記念し、動物園正面ゲート前に設置された、砥部焼陶壁画モニュメントの除幕式を行いました。陶壁画につきましては写真のとおりでございます。原作が石村嘉成さん、絵付けは山田ひろみさんでございます。(2) 4月20日、21日の2日間、陶街道ゆとり公園を主会場に、第36回砥部焼まつりが開催されました。恒例の大即売会やライトアップのほか、カフェや大抽選会などのイベントに県内外から前年並みの約7万5千人の来場がありました。介護福祉課。3月31日に、総合福祉センターはらまちの竣工式を行いました。テープカットの後、施工業者への感謝状を、名称採用者への表彰状を贈呈した後、岩谷口獅子舞保存会による演舞、鼓舞姿太鼓の演奏、餅まきを実施しました。竣工式に続いて、各団体の協力によるプレオープンイベントが行われ、約1,000人の来場者で賑わいました。3ページをご覧ください。子育て支援課。5月1日現在の令和元年度の学級編制でございます。保育所が総園児数248人、部屋数14室、認定こども園が総園児数94人、部屋数5室、幼稚園が総園児数91人、部屋数6室、放課後児童クラブが総児童数256人、クラブ数8クラブでございます。真ん中の表が保育所の内訳でございます。麻生保育所、宮内保育所、広田保育所でございます。なお広田保育所は、2歳から5歳までの室数を5歳の欄にカウントしております。1番下の表は砥部認定こども園の状況でございます。4ページをご覧ください。1番上の表ですが、幼稚園の状況でございます。麻生幼稚園、宮内幼稚園の状況です。その下の表が放課後児童クラブの状況でございます。それぞれご覧のとおりでございます。(2) 少子化対策の一環として、赤ちゃんふれあい体験事業を実施するため、NPO法人とベ子育て支援団体ぽっかぽかと契約を締結しました。実施校は松山南高等学校砥部分校、そして砥部中学校でございます。(3) 麻生保育所建築工事は、6月10日現在の進捗率20パーセントでございます。(4) 砥部こども園倉庫建築工事は、4月15日入札の結果、山本建設株式会社と契約を締結しました。内訳につきましては4ページから5ページの上にかけてのとおりでございます。5ページをご覧ください。(5) 3月28日、旧麻生児童館は50年の歴史に幕を閉じ、総合福祉センターはらまちへ移転しました。5月20日、解体撤去工事の入札の結果、有限会社大野組と契約を締結しました。内訳につきましてはご覧のとおりでございます。(6) 大型連休の対応でございます。天皇即位の日等により、ゴールデンウィークが通常よりも長期にわたったことから、認定こども園や保育所において、4月30日から5月2日まで一時預かり事業を実施しました。放課後児童クラブにおいては4月30日と5月2日に開所しました。それぞれの利用人数等はこちらのとおりでございます。建設課。主要工事の進捗状況でございます。(1) 町単独事業、それぞれ進捗率80パーセントでございます。①が町道高尾田麻生線道路改良工事、平成30年度からの繰越分です。②が町道千足大南北川毛線道路改良工事、同じく平成30年度からの繰越分でございます。(2) 災害復旧事業、①町道宮内塩ヶ森線他19件道路災害復旧工事、平成30年度からの繰越分でございます。全体進捗率20パーセントでございます。6ページをご覧ください。②総津里地畦畔他17件災害復旧工事、平成30年度からの繰越でございます。全体進捗率30パーセントでございます。③林道神の森小猿線他1件災害復旧工事、平成30年度からの繰越分でございます。全体進捗

率 10 パーセントでございます。上下水道課。公共下水道事業関係。(1) 5 月 22 日に、平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害等を踏まえ、愛媛県庁で災害時の下水道施設復旧に向けた支援協力について、愛媛県と下水道事業を実施している本町を含む 17 市町が全国上下水道コンサルタント協会と協定を締結しました。(2) 平成 30 年度からの繰越分の工事の進捗状況でございます。面整備①高尾田区 62 工区、進捗状況は 30 パーセントでございます。②高尾田区 57-2 工区は 5 月末完成しました。水道事業関係。平成 30 年度からの繰越分でございますが、①総津浄水場改修工事その 1、進捗状況 60 パーセントでございます。同じく②総津浄水場改修工事その 2、進捗状況 80 パーセントでございます。同じく③総津浄水場改修工事その 3、進捗状況 70 パーセントでございます。令和元年度工事分ですが、①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その 32 高尾田、進捗状況 10 パーセントでございます。7 ページをご覧ください。学校教育課。5 月 1 日現在の令和元年度の学級編制でございます。小学校総児童数 1,096 人、学級数 47 学級。麻生小学校、宮内小学校、砥部小学校、広田小学校の内訳につきましてはご覧のとおりでございます。なお広田小学校の学級数欄は複式学級を低学年でカウントしております。それから下の段、砥部中学校の総生徒数それから学級数の状況でございます。総生徒数 572 人、学級数 19 学級。内訳はご覧のとおりでございます。社会教育課。(1) 砥部町中央公民館耐震大規模改修工事の進捗状況でございます。8 ページをご覧ください。進捗率 8.8 パーセント。5 月末現在でございます。(2) 3 月 2 日から 6 月 16 日まで開催中の会館 7 周年記念特別企画展は、5 月 26 日現在で 2,061 人の来館がありました。6 月 22 日から次の企画展、坂村真民と箴言詩自分自身を厳しく戒め生きるための詩を開催します。以上で行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第 5 一般質問

○議長（中島博志） 以上で行政報告を終わります。

日程第 5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は、35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから、発言してください。それでは、質問を許します。6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 6 番佐々木隆雄でございます。今回は 2 点質問を準備いたしました。よろしく願いいたします。まず第 1 点目は町内の大気汚染の測定をしてはどうかという提案でございます。国道 33 号の高架橋開通後も高尾田交差点の周辺は、時間帯によってはかなりの渋滞が発生しております。周辺の住民から、特にトラックの排出ガスによる大気汚染を心配する声があり、生活環境課にそういうデータはないのかという問い合わせをいたしましたが、ないということでした。今、環境問題非常に町民の皆さんも関心を持っておられます。そういうふうなことも含めて、住民の不安を払拭するために、町で一度大気汚染調査を実施して、その結果を公表してはいかがでしょうか。町長にお尋ねいたします。2 点目は、自衛官募集のための個人情報についてということでございます。現在、全国の市町村に対して、

防衛省が、18 歳と 22 歳の青年男女の氏名、生年月日、性別及び住所の 4 情報を紙媒体または電子媒体での提供を要請しているというふうなことが明らかになっております。私も砥部町に聞いてみました。具体的に提供しているということでございましたのですが、改めてですね、具体的にはどのような対応をしているのか、ということをもっとお聞きしたいと思います。それから、特にこの 4 つの情報などを提供しているのであれば、個人情報公開するという行為は直ちに中止するべきではないかというふうに考えております。町長のお考えをお伺い致します。以上 2 点です。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。初めに町内の大気汚染調査の質問ですが、大気汚染調査につきましては、大気汚染防止法に基づき、県が測定をしております。ご質問のあった高尾田交差点にもっとも近い測定局は松山市の朝生田町にあり、この交差点は高尾田交差点よりも交通量の多い測定局で、過去現在におきましても環境基準値を上回ったことはありません。また、中予地域におきましては、過去 10 年間大気汚染が環境基準値を超えて注意報等を発令されたこともございません。このような現状から、独自に調査を実施いたしましても、環境基準値を上回るような結果は想定されませんので、ご理解いただければと思います。次に、自衛官募集のための個人情報開示を中止をとのご質問ですが、まず具体的な対応につきましては、自衛隊法施行令及び本町の個人情報保護条例の規定に則り、自衛隊愛媛地方協力本部からの申請を受け、平成 13 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までの間に生まれた方 210 名の氏名、生年月日、性別及び住所を文書で提供しました。我が国の自衛隊は日本の平和と安全を保つために、重要な任務を担っており、昨今の異常気象による災害現場におきましては、さらにその存在意義を疑う余地のない大きなものとなっていることはご承知のとおりであります。強い使命感と責任感を持ち、如何なる状況下においても適切に対応のできる質の高い人材を確保していただくためにも、自衛官募集の推進につきましては、今後とも協力をして参りたいと考えております。以上で佐々木隆雄議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） まず第 1 点目なんですが、私もいろいろ県のデータなんかも見てみましたし、今町長の答弁にあったようにずっと県内でも大きな異常はないというふうなことで、これはこれで、安心はしたところではあるんですけども、合わせてですね、国土交通省が通行量調査というのをしております、これをちょっと拾ってみました。直近が、2015 年平成の 27 年、24 時間ずっと累計でいわゆる上り下り合計なんですけども 2 万 132 台、そのうち大型というふうに分類されているのが 4,115 台でした。これは 5 年前に同じデータがあるんですけども、2010 年平成の 22 年、これが 24 時間で 1 万 9,654 台、大型車が 3,006 台ということで、ほとんど大型車が 1,000 台ぐらい増えているというふうなことで、そういうことも含めてですね、この言ってきた住民の方は大型トラックが増えてるぞというふうなことで、そういうまあ不安があったんで問い合わせをしたというふうなことでございました。ちなみにさらにその前の 5 年前を見てみましたら、2005 年これは平成で 17 年ですが、総数で



1万2,797台、このときのデータはちょっと大型の台数というのはわかりませんでした。ですが、間違いなくですね5年ごとに総数も増えてるし、多分大型が増えてるというふうなのは間違いなさだろうというふうに思います。なお、2006年に拾町交差点の立体交差が供用開始というふうなことだったんですけども、冒頭に言いましたようにですね、高架橋が出来てもなかなか交通が減ってないぞというふうなことから、そういう不安があったというふうなことで、そのせいで住民の感情としては、どうなんだというふうなことでしたので、そのへんは担当課の方にもまた理解もいただければと思います。それから愛媛県でそういうデータを出してるという報告がありました。これは砥部町の広報なんかでも具体的にそういう周知と言いますか、広報というのはされたことがあるんでしょうか。

○議長（中島博志） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えいたします。広報、砥部町での広報の周知はしておりません。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） はい、しょっちゅう検査してるということでもないでしょうし、定期的にと言いますか、1年に1回ぐらいはですね、県道からこういうデータをも出てますよということで何らかの形で町民に周知していただければ、より丁寧な報告になるんじゃないかというふうに思います。続いて2点目の自衛官の募集の件について、再度お尋ねしたいと思いますが、まず、情報を提示しているというふうなことですが、これはいつぐらいからやってるんでしょうか。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問に対するお答えでございますが、正確に何年何月からというのはちょっとわからないんですけど、もうこの最近はですね、少なくとも文書保存のしております5年間、5年以上前からですね、閲覧という形で情報提供をしております。今年度から紙ベースでの情報提供を始めたところでございます。以上です。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 自衛隊法の97条に都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うというふうに規定されております。ですから例えばですね、広報に自衛官募集とかいう案内がありますが、こういうことは私も納得はしております。ところがですね、自衛隊法の施行令の120条に防衛大臣が自衛官又は自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることが出来るとあり、さっき言いましたように広報で募集については何も問題はないというふうに思いますが、名簿の提供については、触れておりません。そういう意味では、名簿の提出そのものに応じる必要はないんじゃないかなというふうに思います。それについて町長いかがでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほど、私の方から答弁をさせていただきましたように、120条については今言われたとおりでございます。その今の解釈の問題でそれは出したらいかんとい

うふうに書かれとるようには解釈はしておりません。

○議長（中島博志） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） はい、あと例えば住民基本台帳の第 1 条の 2 だとかですね、見てみましたら、今の町長の答弁にあったようなこともですね、必要な限度において閲覧させるということが出来るというふうな表現は確かにしております。私が心配になったのは 4 つの項目、やっぱり個人情報ですからプライバシーの問題にどうしてもね、関わってくると思うんですね。町の個人情報保護条例の第 8 条の中に、いくつか但し書きがあって、例えば本人の同意があるときとかいうふうなことで認められておりますが、これじゃ具体的にさっき答弁の中にありました 215 人の方の同意を得て閲覧を許可しているのかどうか、総務課長いかがでしょうか。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。ご本人の同意というのは得てはおりません。第 8 条にあります、法令等に定めがあるとき、そのときには個人情報の取り扱い事務の目的以外のために、個人情報の提供を行ってもよいという書き方ではないんですが、基本的にはしてはならないけど法令等に定めがある場合にはその限りではないということですね、専門家の方にもご確認はしてはいるんですが、この自衛隊法施行令が 120 条の規定というのが、法令等に定めがあるときに該当するということで確認をしております。ただし、この施行令というのが義務規定ではないので最終的には町長の判断に委ねられるというふうなことで、砥部町の場合は開示をするということにしたものでございます。以上です。

○議長（中島博志） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 自衛隊の新規の隊員募集に対して、都道府県の 6 割以上が協力を拒否しているという悲しい実態があります。この状況を変えようではありませんか。憲法にしっかりと自衛隊を明記して、意見論争に終止符を打とうではありませんか。2 月 10 日の自民党の大会で安倍首相がこういう発言をしたことが報じられました。安倍首相がこれまで自衛隊を憲法に明記して何も変わらないというふうにこの間言ってきておりますが、会見によって自衛隊のこの協力拒否という状況を変えようという、そういう狙いがはっきりしてるんじゃないかと私には感じられます。今言いましたようにですね、都道府県の 6 割以上が協力を拒否しているというふうなことも最初言いましたようにですね、やはり個人のプライバシーに関わることを、個人の同意なしに出してるということで、やはり多くの自治体では拒否してるんじゃないかと思います。そういう意味で、やはりこの砥部町でも公表するんであれば、是非とも該当する人の保護者に、当人に、確認を取って出すというふうにしていきたいと思います。いかがでしょうか町長。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほども答弁をさせていただきましたように、やはり自衛隊法という法律の中と、個人情報保護条例の中で判断をしておるというふうなことでございますので、そういったことをするというふうなことは、法律の中で判断をさしていただいておりますの

で従来どおりというふうに私は考えております。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） はい。町長があくまでも公表するぞというふうなことのようでございます。私は、議会報告の中でも町民の方にも、町長がそういうお考えだというふうなことで、少なくとも対象になる人たちの同意を得るようなことは是非やってほしいというふうなをなえかけをしていきたいということを表明して質問を終わらせていただきます。

○議長（中島博志） 佐々木隆雄君の質問を終わります。9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 議席番号9番大平弘子です。3点質問させていただきます。1点目、ひとり親家庭支援奨学金制度についてお尋ねします。ローソングループと全国母子寡婦福祉団体協議会が協力し、ひとり親家庭を応援する給付型奨学金である、「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」について、全国で400名の募集を2017年より行っています。月額3万円で、対象者は、中学校3年生、高等学校1から3年生、高等専門学校1から3年等に在籍する生徒であり、資格としては1、ひとり親家庭で経済的に困難であること。2、夢を実現する意欲があり、社会への貢献を希望し、品行方正であること。3、全国母子寡婦福祉団体協議会に加盟する団体の会員、及び入会を希望すること。4、会員登録している団体、または入会を希望する団体の代表者の推薦を受けることとなっていますが、これまで砥部町の生徒が何名応募されているのか、また、砥部町はこの制度の利用についてどのように関わっているのか、町長にお伺いします。2点目、認知症対策について。愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画では、65歳以上の認知症が平成27年度に5万2,600人、令和2年度には6万1,200人と推計されています。現在、砥部町における65歳以上の認知症の患者数は人口の何パーセントでしょうか、また、若年性認知症の患者数は何パーセントでしょうか。近年、高齢者の認知症だけでなく、若年性認知症の患者数も増加傾向にありますが、認知症対策についてどのように考えているのか、町長にお伺いします。3点目、民話の里ひろた物語について。現在、道の駅ひろたには、陶街道五十三次スタンプラリーのポイントを地図入りで表示しています。上尾峠を越えて旧広田村の入り口、2年前にバス停が廃止となった場所へ、道の駅スタンプラリーポイントを表示しているように、民話伝説の場所や音声案内装置の設置場所を表示した案内図が欲しいという意見が多数ありますが、町長の意見をお伺いいたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員のご質問にお答えします。始めに、ひとり親家庭支援奨学金制度についてのご質問ですが、奨学金の受給資格であります、団体への入会及び代表者からの推薦につきましては、砥部地区母子寡婦福祉協議会に確認したところ、該当者はいないとの回答でありましたので、町内に奨学金を利用した生徒はいないものと判断をしております。またこの制度に関する町の関与につきましては、愛媛県母子寡婦福祉連合会からの募集要項が本庁に送付をされてきておりましたので、周知のために来客窓口に備え付けをさせていただきました。次に認知症の対策についてのご質問ですが、まず本町における65歳以上の認知症患者数の人口に占める割合は3.7パーセントで、若年性認知症患者数の人口に占める割合

は0.06パーセントであります。いずれも平成31年4月1日現在の割合となっております。次に、認知症対策についてのどのように考えているかのご質問ですが、認知症の患者数につきましては、愛媛県の計画の推計と同様に本町におきましても、今後増加するものと推測をしております。このことから本町では、早期発見と重症化予防に積極的に取り組んでおります。認知症の原因疾患の中には、治療が可能なものもございますので、生活習慣の指導や専門医の受診、介護サービスの利用なども大切です。また、徘徊者への声掛け模擬訓練など地域で見守りができる体制づくりも大切であると考えております。今後とも医療機関や介護施設などと連携を図りながら、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。次に民話の里ひろた物語についてのご質問ですが、この民話の里事業につきましては、広田地域に新たな集客を目指して取り組んでいるもので、広田地域の中核施設であります、峡の館を中心に多くの方に民話の場所へ巡っていただきたいと考えております。そのため、現時点では上尾峠の看板設置は予定しておりませんが、峡の館に民話の場所と音声装置の場所などを記した地図のチラシを用意しておりますので、こちらをご利用いただければと思います。以上で大平議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） ひとり親家庭のために高校入学時、国民金融公庫、銀行、母子会、商工会など借入れの手続きをし、高校卒業すると支払いを延ばし大学への借入れをする。そして大学も働きながら卒業し、同時に数年に亘り支払いを続けます。でも、夢を大きくひとり親家庭支援奨学金制度で支援していただくと、毎月の3万円は返さなくても構いませんし、また、他の奨学金を借り、併用しても借入れの手続きが出来ます。町としても、夢を諦めない、社会に力を入れていただきたい。今一度町長の考えをお聞かせください。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えいたします。この支援奨学金制度につきましては、対象が限られておるというふうなことで、先ほども申しましたように母子寡婦福祉団体が掌握しておるということで、そこで会員の皆様方がおいでというのも掌握しておろうかと思っておりますので、その辺りもまた大平議員さんも周知の徹底を団体に働きかけていただきたいというふうにも思っておりますし、私共もその制度があるというふうなことはこれからも先ほども申しましたように、窓口等でもしておりますので、出来る限りの範囲で工夫をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（中島博志） 9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 今後、ひとり親家庭が増えると予想されています。長年かけて、高校の借入金、大学の借入金と払った人の話を聞き、大変な苦勞だったと思います。経済的な理由で夢を捨てることの無いよう、また、子ども達のために夢を実現してあげてほしい。こういう制度があることを1人でも多くの人に知らせてほしい。ひとり親家庭の苦しみに耳を傾け、相談に関わっていただくことを声を大にしてお願いします。この件はこれで終わります。次、認知症についてですが、何の病気もですが発見が早ければ治ります。認知症も早ければ

病気なんですから、進行を防ぎます。早い段階で自分で急がなくても周囲の方々が気がついて治療されれば、認知症は進行を防げますし、進行型のアルツハイマーは治らないとは言いませんが、治りにくいですが治ります。今年、認知症は病気の体験発表で、20 歳代の方が認知症だったと発表がありました。初めは引きこもりだったと考えられましたが、検査の結果で認知症だったと発表がありました。今、全力で治療中のことです。今後、若年性認知症が増加すると考えられますが、今一つ若年性認知症について指導をどのようにしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中島博志） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 大平議員さんのご質問にお答えをいたします。若年性認知症の方への支援体制につきましては、高齢者の方と同じく地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が相談をお受けしまして、認知症サポート医を配置しております砥部病院で診断を受けるようご案内をしております。また、若年性認知症の場合は県が若年性認知症支援コーディネーターという方を設置しておりますので、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が連携をするような体制をとっております。ただ、若年性認知症の場合は、相談事例が少ないことから、まだ実際に連携には至っておりませんが、このような体制を取ってですね、相談があった場合には、早期治療、そこらの生活の支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中島博志） 9 番大平弘子君。

○9 番（大平弘子） 若年性認知症の場合は、引きこもりが最初だと言われておりますので、出来るだけ家庭訪問をし、相談に乗り、そして防いでいただきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。最後の 3 つ目の民話の里ひろた物語なんですけど、作戦のいい方法があれば町長、今後ともよろしく願います。以上で終わります。

○議長（中島博志） 大平弘子君の質問を終わります。10 番面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） 10 番面岡でございます。2 問質問をさせていただきます。まず、第 1 問、人口減少が進む今日、安心安全で持続可能な社会の実現に向けた政策を考える必要があると思います。そこで、市街化区域を有効に活用する為、道路の拡幅を積極的に行う、古い住宅があるところは比較的狭いと思うんですが、道が、そういうことです。道路の側溝にふたをする、古い家屋は耐震対応の為に建て替えをすすめる。どうでしょうか、南海地震も来ますよというような感じで、そういうことを勧めていく。その際、建て替えた場合ですね、規定どおり道路から後退をしてもらって、また、空き家、廃屋の積極的な活用へのアドバイスなどをして、コンパクトなまちづくりを目指してはどうかと考えますが、町長の御所見をお伺いします。2 問、道路の修復についてお尋ねいたします。交通量の多い主要道路沿いに住む方々には、下水道など、工事中にも迷惑をかけ又 24 時間の通行が途絶えません。深夜には大型重量車両がよく通行します。小さい段差でも重量車両は振動と騒音を感じさせます。工事終了後は、速やかに道路の修復をするよう関係機関、これは県道であれば県、国道であれば国、町道であれば理事者に働きかけていただきたいと思いますと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えします。初めに市街化区域の有効活用についてのご質問ですが、現時点においてコンパクトなまちづくりという考え方は定まっておりますが、高齢化や人口減少が進む中で将来のまちづくりを考えたとき、このコンパクトなまちづくりへの取り組みは重要であり、面岡議員ご指摘の道路の拡幅や空き家対策などの環境整備は不可欠なものだと考えております。今後市街化区域をどのように磨き、誘導していくかなど、本町の市街化区域の在り方を十分に検討してまいりたいと考えております。次に道路の修復についてのご質問ですが、道路上における工事につきましては、施工中の仮舗装も含め、利用者や周辺住民に支障をきたさないよう、迅速かつ丁寧な舗装復旧に努めているとともに、施工業者への指導も行っております。しかしながら、工事完了後の地盤は不安定で、多少沈下することもあるため、状況により仮舗装で地盤が安定するのを待って、本舗装をすることがあります。仮に本舗装までに不具合が生じた場合でも、迅速に対応し、適正な施工に努めてまいりますのでご理解いただければと思います。以上で、面岡議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 10 番面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） 今、市街化区域は将来は大切なことだからやっていくという町長の答弁でございます。市街化区域内というのは、住宅として安心安全に暮らせるようなそういう場所だから指定をされているんだと思います。下水とか上水道などのインフラの設置がですね、比較的、町としての負担も少なくてそういうことが出来る場所だというふうに理解をしています。市街化区域は、当然区域外での開発というか団地が造成される場合は、開発業者がそういうライフラインの負担もされるんだろうと思いますが、その後でもですね、維持管理費は町が多分ちゃんとしていかななくてははいけない、そういうふうに思いますので、あまり市街化区域内のところを有効に利用してですね、新しくあまりかけ離れたところにだんだんとそういうものを作っていったら、後の維持管理費は町が担わなくてはならないから、大変だろう、そういうふうに思いますので、そこら辺りは町長、どういうふうに考えられますか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの質問でございますけれども、市街化区域の中で空いておるところへ住宅開発をして、あまり外へ広げたんではいけないんじゃないかという質問でございますけれども、今砥部町の現状としてそういったふうな開発が行われておるというふうに思っておりませんので、十分市街化区域の中で対応が出来ておるというふうに考えております。

○議長（中島博志） 10 番面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） まあちょっと虫食いのような状態で、特にそこら辺に土地がありますとか、いろいろ事情があって少しはできているんじゃないかなというふうに、エリアが広がっていくということですかね、そういうことはやむを得ないけれども、なるべく自己責任、負担というか、そういうことで対応してもらおうようにしていただくように、というふうに思います。また、2問のですね、道路の舗装、優先順位は当然あらうと思います。まず、そう

いう舗装とかそういうもんはですね、1番は危険なところはもうこれは第1番に考えていただきたい。第2問目には、密集した住宅地が近くにあってですね、騒音とか振動があったら、なかなか安心して休めないなあというようなところをやっていただく。それから漸次していただくというふうにしていいただければと思います。先ほど、そういうことは充分やろうということですから、それをぜひやっていただいて、特にこれはお答えをいただくことはないと思いますので、時間はまだ余っておりますがこれで質問を終わります。

○議長（中島博志） 面岡利昌君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時40分の予定です。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（中島博志） 再開します。一般質問を続けます。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 5番菊池伸二でございます。本日は2問質問をさせていただきます。まず1、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みをです。我が国の国際化が日々進展する中、これからの時代を担う子どもたちが、外国人の人々に対して、恐怖心や偏見などを持たずに、同じ人間として分かり合い、時には議論し、時には励まし合う、そのような関係を築くことができれば素晴らしいことだと思います。しかし我が国は島国ということもあり、一般的に言って日常的に外国人と接する機会はまだまだ多いとは言えません。そのような中、30年以上前から、総務省、外務省、文部科学省と一般財団法人自治体国際化協会の協力によって続けられてきたプロジェクトにJETプログラムがあります。世界54か国から来た約5,500人の若者が全国で活躍しています。招へいする業種は、外国語指導助手、国際交流員、スポーツ国際交流員の3種類ですが、ほとんどは外国語指導助手です。この外国語指導助手は、小学校教師や中学校、高等学校の英語教師とともに英語の授業に加わり指導を行っています。小学校においては、新学習指導要領の全面実施で2020年4月に控えております。3・4年生から外国語活動が導入され、5・6年生では教科化されるようです。そのような中、ネイティブスピーカーの発音を子どもたちに聞かせることは大変有効であり、本町の子どもたちが外国の方と触れ合うことは、国際社会で活躍する人材を育成する意味においても、貴重な経験になるのではないのでしょうか。そこで、本町の小・中学校においても、2020年度からの新学習指導要領の全面実施を見据え、さらなる国際教育の推進を図るため、1校には1人を目標に、このJETプログラムによる外国語指導助手のさらなる任用を検討してはいかがでしょうか。教育長にお伺いいたします。質問事項2、地区防災計画についてでございます。平成25年の災害対策基本法の改正により、従来からの国の防災基本計画、地方公共団体が作成する地域防災計画に加え、町内会、自治会やマンションの管理組合などの地域コミュニティが災害時の避難方法を自ら立案する地区防災計画が創設されました。この地区防災

計画は、町内会や自治会、マンション管理組合のほか、企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることが出来ます。今後各地域で地区防災計画が進むことが、町全体の災害に対する即応力の向上に繋がるとも考えられます。すでに他の自治体では地区防災計画を定めているところもあり、地区内に防災リーダーを置き、訓練の企画を行う、住宅に消火器と火災報知器を100%設置する、避難マップを作成し、名前などを書いたカードを避難時に携帯するなど、取り決めの内容は様々でございます。東京大学准教授の加藤孝明氏は地区防災計画の策定についての講演の中で、基本姿勢として、正しく知る、前向きにとらえる、防災もまちづくり、災害への準備を日常にどう定着させるか、自分たちが考えることが大切の5つの重要なポイントを掲げております。そこで、町では地区防災計画の作成及び推進について、どのようにお考えでしょうか。町長にお伺いします。以上2問よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みのご質問ですが、私の答弁の後、教育長がお答えいたしますのでよろしくお願いいたします。それでは、地区防災計画についてお答えします。災害から身を守るためには、自分の身は自分で守る自助や、地域の方と助け合う共助による取り組みを進めることが最も重要であります。その意味で地区防災計画は、地区住民自らが避難先や避難時のルールを取り決めるなど、地域における防災意識の向上と地域コミュニティの活性化に大いに繋がるものと考えております。しかしながら、この計画の策定にあたりましては、地域住民の自助、共助の重要性の理解と、自発的に取り組むという率先性や連帯性が不可欠であります。そのため、自主防災組織の会長である区長さんや町内に140人いる防災士などを中心に、地域単位の防災訓練や学習会などを積極的に開催していただくとともに、住民に参加を促していただき、地域の自発的な活動を促す気運の上昇を図っていただきたいと思います。町といたしましても、自主防災組織において、独自の訓練などの実施や地区防災計画の策定が進むよう、関係機関と連携を図りながら助言や支援に努めてまいりたいと考えております。学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについては、教育長が答弁をいたします。

○議長（中島博志） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員のご質問にお答えします。学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについてという質問ですが、現在本町では2名の外国語指導助手を雇用し、幼稚園へ月に1回、また小学校へは週3回、中学校へ週2回程度派遣をしております。特に小学校では、外国語活動の全授業に派遣しておりますが、新学習指導要領が全面実施される来年4月以降につきましては、授業数の増加から全授業への対応は困難であると考えております。ご提案の1校につき1人の外国語指導助手の配置は、財政上厳しい面がありますが、補助教材の活用や学校からの要望を踏まえ、増員について検討してまいりたいと考えております。なお、JETプログラムにつきましては、本町でも平成20年まで活用しておりましたが、日本語が使えない者が派遣されるなどの事例もあり、現在は町が直接雇用しております。今後も直接雇用を基本として、優良な人材が確保できない場合には検討させていただきたいと



思います。以上で菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 5 番菊池伸二君。

○5 番（菊池伸二） はい。ありがとうございます。まず、学校教育なんですけれども、以前にも一般質問させていただいたように、小学校の1年生から砥部町は文化と教育の町ということで、英語をしてはどうでしょうかということは以前にも質問させていただいたんですけれども、3・4年から今回なるということでお聞きしておりました。また、今回もこのようなものが私でも勉強したら、かなり小学校でも中学校でも1人を増やそうとしている自治体があるということで、ここにも資料があるんですけれども、こういう人たち、外国人を任用した場合では国から普通交付税ですか、1人あたり約500万も加算されると資料には書いておりました。しかも近年は、日本文化への関心も高まりと、来訪する外国青年も多いし、選抜による来日しておりますので、自治体の必要人数は100パーセント満たされるのではないかと、またその質もかなり以前と違って外国人の指導者は高まっているというふうにありました。また、全国においてもですけども、群馬県高崎市なんですけれども市内の小学校1校に1人の割合ということで、任用している市もあるようでございます。やはりこれから、先ほどもちょっとなかなか財政面ということもお聞きしました。そういうことでそういうような地方交付税もあるということなので、そういうことを利用させていただいて、さらなる砥部町としてもやはり1校に1人の割合ということでぜひ頑張っていただきたいんですけども、教育長、もう1回だけすみません。

○議長（中島博志） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 先ほどの菊池議員のご質問にお答えいたします。全国におきましては英語、外国語に力を入れて子ども達の教育を図りたいという教育方針にそって取り組んでおる県もございます。そのところでは、地方公共団体が財政のしきをくんで、ALTあるいはJETの外国語助手を雇って充実しているところもございます。そういう方向で検討もして頑張っていきたいと思っておりますが、特に新しい2020年、来年から始まる小学校での英語の教科化につきましては町内でも全員小学校で力を入れて取り組んでおりますので、その様子を見てまた、補充又は砥部町の場合はALTでございますが、そういう人員の補充に努めてまいりたいと思っております。以上で菊池議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（中島博志） 菊池伸二君。

○5 番（菊池伸二） ありがとうございます。やはり、幼児期からの英語を耳にするということは大変いいことだと実感しております。これは私どもですけども、うちの孫も幼稚園から英語を行かさせているんですけれども、やはり喋り方が全然違うと。実際の外国の方に教育を受けてるんですけれども、ああやっぱ違うなということでやはり小学校も1年生からそういう英語に向けた耳、又は口ということで是非ともまた教育長、頑張ってください幼い時からの英語をよろしく願いいたします。以上です。それと先ほどの地区防災計画についてなんですけれども、ここに内閣府の公表された結果表が出てるんですけれども、昨年4月1日時点で、地区防災計画は市町村の地域防災計画に反映されているのは、23都道府県の40市区町村248区で完成。素案作成に向けて活動中なのが、40都道府県の123市町村の3,407

地区でありました。また素案作成段階にある地区を抱えた市区町村数が全国に1,741ある自治体の1割にも満たずと。計画策定のための説明会やまた開催や町内会の呼びかけをしているのは、全体の約15パーセントの260自治体で、73自治体は制度自体を知らない状況であったと発表されております。また、制度の普及啓発活動については、また考えとしてですけども、行う必要があるんだけど行えていないという答えが約全体の6割に及んだそうでございます。まあこういうことで、地域防災計画はどんどん進んでいるんですけども、地区にまとまった小さな防災計画はなかなか進んでないというのが現状だそうです。そこで先ほども町長もこれから啓発啓蒙ということだったんですけども、ちょっともう1回だけそのことでよろしくお願いします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） はい、菊池伸二議員さんのご質問にお答えいたします。地区防災計画の必要性というのは全く私も菊池議員さんと同じように考えております。今回昨年の大洲市でありました豪雨災害で三善地区というところが、もうすでに地区防災計画が出来ておりまして、その区長さんが中心に自主避難をしたということで、1人も犠牲を出さなかったというふうなことが、もうすでに実証済みといえますか、そういうこともありますし、やはり砥部町内でも地域地域で状態が違うというふうなことで、まず自助は大切でございますけれども、地域の皆様方の共助というふうなこと、そのことには地区防災計画の必要性は十分あるというふうに思っておりますので、私もすでに部内におきましてこういったことの必要性を話しておりますので、今後しっかりと取り組みたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中島博志） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい、ありがとうございます。全面的な前向きなお考えということで安心しとります。やはり、ちょっと皆様忘れておられてるのかなというのが、やはり今回南海沖地震が、なんか最近聞いたら皆様意外と頭から抜けてるんじゃないかなというので、最近防災とかいう講演ですか、行ったら皆さん必ず来るんですよ、ということで再度確認してくださいと、それでまた今回そういう地区的にしとれば万が一、まあ言うても20年以内には来るとされてるんですけども、まあそういうことで安心安全な砥部町を作っていただきたいと深く思ってますので、町長よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中島博志） 菊池伸二君の質問を終わります。3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 3番原田公夫でございます。今回は文化財保護に対する取り組みについてと、独居高齢者対策についての2点について質問させていただきます。まず、1点目の文化財保護に対する取り組みについてでございますが、現在、本町には国指定文化財が1件、国登録文化財が2件、県指定文化財が5件、町指定文化財が67件と多くの貴重な文化財が存在しています。種類は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物に分類され、文化財保護法、県及び町の文化財保護条例に基づき、指定されております。現在、町文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱により、指定文化財の保存、伝承、修理及び周知活用のための事業に

補助金が交付されており、私の住んでいる区でも記念物の柏の木が強風で折れ、制度を利用して木の危険部分の伐採をいたしました。しかし、後継者不足や資金不足などにより、特に個人の所有者、管理者では維持管理が難しくなっているのではないかと思います。補助率を見直し、個人負担の軽減を図るのも改善策の一つと思いますが、文化財保護に対する取り組みについてどのように考えるのか、教育長にお伺いします。次に２点目の独居高齢者対策についてでございます。３月定例会で加速する高齢化に対する取り組みについて質問させていただきましたが、先般、国立社会保障人口問題研究所が２０４０年の世帯数に関する推計を公表しました。その内容は、独居高齢者世帯が全ての都道府県で１５％を超えるというものでした。本町においても人口減少が進む中、４月１日現在、独居高齢者世帯が世帯数の２０％を超えている行政区が既に１４区もあり、今後も増加していくのではないかと考えられます。人生１００年時代を迎え、将来の独居高齢者対策をどのように進めるのか、町長にお伺いします。以上２点について答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、文化財保護に対する取り組みについてのご質問ですが、私の答弁の後教育長がお答えしますのでよろしくお願いいたします。それでは独居高齢者対策についてお答えします。４月１日現在における本町の独居高齢者世帯数は、８５２世帯で全世帯数の９パーセントを占めております。１０年前からは、実に３８パーセントの伸びとなっております。現在の本町の独居高齢者に対する取り組みとしては、配食サービスや移動販売車などを活用した見守り事業による安否確認、また各地域の集会所などで開催しております、介護予防教室やサロンなどへの参加を呼びかけ、高齢者の社会参加を推進しております。しかしながら、今後も増加が見込まれる独居高齢者への対策につきましては、公的な福祉サービスの提供だけでは十分に賄いきれない状態になりつつあります。医療関係者や民生委員、また地域のボランティアなどと連携を強化し、顔の見える環境を築き、総合的で切れ目のない支援の輪を構築し、独居であっても安心して暮らし続けることの出来る町づくりに努めてまいりたいと考えております。文化財保護に対する取り組みについては教育長が答弁をいたします。

○議長（中島博志） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 原田議員のご質問にお答えいたします。文化財保護に対する取り組みについてのご質問ですが、この文化財は歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられた貴重な財産であります。この大切な財産を守り、後世に伝えることが現代に生きる私たちの役目であると認識しております。そのような中で、ご提案のありました補助金の見直しですが、大変厳しい財政状況におきまして、近隣の他市町と比較いたしましても決して低い補助率ではございませんので、現状維持でのご理解をいただければと思っております。なお、町指定文化財の多くが個人所有のものに同意を得て指定しておりますので、今後も所有者のご理解とご協力のもと、文化財の保護に努めてまいりたいと考えております。以上で原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） ３番原田公夫君。

○3番（原田公夫） まず1点目の文化財保護の件でございますが、先ほど教育長の方の答弁いただきましたが、個人所有地が多いとかいうことでございました。で、所有者のご理解のもとに取り組んでいくと、補助金については現状維持というようなことでございました。こういった中で、現在数多くある文化財がほとんど個人所有地であるというようなことで、先般の新聞紙上等では松山市の荏原地区のことが出ておりましたが、昨年の豪雨被害で所有者である荏原町内会が修復費の自己負担分の資金の確保の目途が立たない、重荷になっていると。そういったことでその会長さんといいますか、町内会の方では文化財指定を申請した時代から地域の環境も変わっておると、いっそ指定を外してもらったら楽かもしれないと。指定を解除してもらい、放置してしまったほうがいいんじゃないかというような内容の記事も出ておりました。公共用施設とかで保管されておるものについてはきちんと管理されていくものであらうと思いますが、特に民間とか寺院仏閣等に置かれておるものについては、こういった補助金要綱を使つての修復、修理等しか対応できないということになれば、順次やはり資金不足とかいうような問題で維持管理していくのが難しくなってくるんじゃないかというふうに考えております。内容が違う部分で言いますと、例えば私の住んでいる地域では、獅子舞保存会をやっておりますが、数年前から小学生の子ども獅子をずっとやっておったのが、小学生があまりいなくなったということで対応が出来ないと。で、現在の大人だけでやっておる中にいわゆる小さい子どもも混ぜて大人と一緒にやっておるような状況になっております。実際、長年続いてきたものが自分たちの代で絶えるのが、嫌だったとかいうことで復活したことで地域が一体感が高まって元気になったというような過去がございます。そういったことから、そういったものに対しても、このままではいいのかというふうに危惧しておるところでございます。また、先般、世界遺産のパリのノートルダム寺院が大火災なったというようなことで、国の方でも重要文化財に指定されております、道後温泉や松山城は、防火対策に気を引き締めておるというようなことが載っておりました。国の重要文化財の建造物は消防法で火災報知機や消火器の設置が義務付けられておりますが、県や市町村指定の文化財は、所有者判断に任されるということになっております。そういったことで、個人には維持管理が負担となるだけに、未設置のケースも多くあるというようなことになっております。こういった現状がございます。それで昨年、文化財保護法の改正があり、本年4月1日に施行されております。その内容としましては、文化財の計画的活用と地方文化行政の強化を図る目的で、1番目に文化財総合計画として、都道府県に大綱、市町村に地域計画の策定を、2番目で文化財所有者には保存活用計画の策定を、3番目にこれらの支援として民間の支援団体の活用を図ると。4番目に文化行政強化のため、市町部局への文化財を移動することを可能とすると。そういったような内容になっております。文化財保護法が改正され施行されておりますが、その担当課での対応状況は現在どのようになっておりますか。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 原田議員さんのご質問に対してお答えいたします。現状のところ、新しい保護法のもと、対策を取っているということは現在はおしておりません。以上で終わります。

○議長（中島博志） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 原田議員のご質問にお答えいたしますが、今社会教育課長が答弁いたしました。社会教育課につきましても、町内の文化財について貴重な先人の財産でありますので、いかに守っていくかという検討を続けてまいっております。先ほど、原田議員さんが申されました文化財の一部改正につきましては、31年4月1日に改正されて県の方からも指導を受けております。その中で、地域における文化財の総合的な保存活用を進めていきなさいと、2番目では個人の文化財の確実な継承に向けた保存活用への制度の見直しが必要で、3番目には地方における文化財保護行政に関わる制度の見直しが打ち出されております。このことについて、各県市町の貴重な文化財を率先して地域が守っていく努力をしていってくださいという改正の大きな重点目標が掲げられておりますので、その点について取り組んでまいりたいと思っております。以上で原田議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） はい。教育長の方から貴重なものについてきちんと保存していくように取り組んでいくよう検討していくという、ご返事をいただきましたので、失われることの無いように引き続き保護を進めていただければと思います。次に、2点目の独居高齢者対策についてでございますが、配食サービスとか介護サービス、公的サービスだけでなく、見守りすることなどで対応して、安心して暮らし続ける町づくりに取り組むというご答弁でございました。で、具体的にやはり社会的な孤立を防ぐために支え合う地域づくりを進め、介護など社会保障を強化する必要があるというふうに思いますが、高齢者を社会的に孤立させない支援策で具体的にさっき言われました、見守りとかいろんなサービスがありますが、どの程度の頻度で行うように考えているのかお知らせいただければと思います。

○議長（中島博志） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 原田議員さんのご質問にお答えをいたします。独居高齢者対策につきましては、答弁でも申しましたように見守り体制と社会参加、そういうことを組み合わせでやっておるわけでございますが、見守り体制につきましては、広田小校区では散髪カフェとかいきいきカフェ、また夢ひろば可愛とかですね、ふれあい会とか地域でそういうこともできておるわけですが、公的な民生委員さんの見守りであったり、老人クラブでの見守りであったりそれぞれの事業によって頻度は違います。年に1回であったり、そこら頻度が多いこともありますが、また、民生委員さんの独居高齢者の訪問であったりにつきましては、やはり年に1回ということで、毎月とか週に1回とかそういう頻度が高い支援はございませんが、いろんなそういう関係団体にご協力をいただいて、年に1回そういう見守りの体制の組み合わせでカバーをしておるようなことが現状でございます。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 先ほど配食サービスとか介護サービスというのは、定期的に行われておるということと思いますが、それ以外の部分の公的サービスでいうと先ほど言いましたように、民生委員さん等で訪問するのは年に1回程度というような話でしたか、最近高齢者の孤立とかいうのを結構社会問題になっております。違う意味で最近は交通事故とかそういった

ことで、高齢者がクローズアップされてますけど、やはり高齢者にとっては居場所づくりというのは非常に大事なことであると思います。また、先日の新聞では長生きするとお金がだいぶ要りますよというような誤った説明で、不適切な表現であるというような記事も出ました。しかし、やはり高齢者が孤立せずに長い間社会参加もしながらということになると、やはり年金だけではなく老後の所得を保障されて、高齢になっても十分働けるような雇用環境の整備というのも大事なことでないかというふうにも思っております。そういったことで、今後その居場所づくりや訪問について、回数を増やすようなことを検討していくことはないでしょうか。

○議長（中島博志） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 先ほど申し上げましたとおり、いろいろな見守り体制を組み合わせ対応するというので、お答えをいたしました。また、民生委員さんの見守りでございますが、地域の方々からの情報で、ちょっと不安な方がおられる、最近状況がおかしいというようなことであればですね、随時民生委員さんなりがですね、訪問して見守りする体制を取っておりますので、適宜対応したいと考えております。それと今申し上げましたのは、公的なものの見守りということでございますが、最近住民相互の互助といいますか、そこらへんの見守り体制であったり、社会参加の促進というようなことで、生活支援体制整備事業というようなことも始めております。これは、地域にある様々な活動を発掘、発信することで住民同士が地域で支え合う仕組みを作ろうということが目的で、社会福祉協議会に委託して実施しておるような事業でございますが、社会福祉協議会の職員がですね、コーディネーターになりまして小学校区単位で住民主体のですね、協議会を設けて住民同士で支えていこうというようなことで対策を進めております。協議会には、広田小学校区ではごきげんさん広田の会とか、砥部小学校区ではにこにこ砥部、宮内小学校区では宮内おいでん会、麻生小学校区ではだんだん麻生の会が出来ておりますが、公的な見守り体制、社会参加の取り組みと、こういう住民が主体になって運営して地域の課題を解決していくというような取り組みもですね、支援してそういう見守り体制で社会参加の仕組みをですね、支援していきたいと考えております。以上で原田議員さんに対するお答えとさせていただきます。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） はい。見守り体制を充実させて支援していくということでございますので、高齢者が孤立しないように、制度で高齢になっても十分地域参加が出来るように引き続き取り組んでいただきたいと思います。あと、ちょっと砥部町ではどうかと思うんですが、また独居高齢者の定義、まあ65歳以上ということもあるんですが、都市部では結構独居率の高さが目立つ背景に、未婚率の上昇があるとか、これは生涯未婚率50歳までに1回も結婚しないとかそういった人が増えておるとかいうようなことで都市部ではそういう実態があるようでございますが、砥部町の場合はそういったことは現在あるのかないのか。

○議長（中島博志） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 原田議員さんのご質問にお答えをいたします。砥部町におきましても、高齢化率も上がっておりますし、これから独居の方が増えていくことは明らかで

あろうかと思いますが、その原因が未婚であるのか、砥部町に住宅を建てて子どもが出て行ってそのあと独居になったのか、そういう独居になった原因についてデータを取っとりませんのでなんとも申し上げませんが、先ほども申しましたようにその原因がわかりませんが、公助、共助、互助を組み合わせですね、そこらへんの独居の方への支援は継続をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。いろいろな方策を用いて支援していくということでございますので、高齢者が孤立しないように引き続き対策をお願いしたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 原田公夫君の質問を終わります。一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11 時 21 分 散会

## 令和元年第2回砥部町議会定例会（第2日）会議録

|                                                                                        |                                |                          |           |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------|-----------|--|
| 招 集 年 月 日                                                                              | 令和元年 6 月 14 日                  |                          |           |  |
| 招 集 場 所                                                                                | 砥部町議会議事堂                       |                          |           |  |
| 開 会                                                                                    | 令和元年 6 月 14 日 午前 9 時 30 分 議長宣告 |                          |           |  |
| 出 席 議 員                                                                                | 1 番 柿本 正                       | 2 番 佐々木公博                | 3 番 原田公夫  |  |
|                                                                                        | 4 番 東 勝一                       | 5 番 菊池伸二                 | 6 番 佐々木隆雄 |  |
|                                                                                        | 7 番 森永茂男                       | 8 番 松崎浩司                 | 9 番 大平弘子  |  |
|                                                                                        | 10 番 西岡利昌                      | 11 番 政岡洋三郎               | 12 番 山口元之 |  |
|                                                                                        | 13 番 井上洋一                      | 14 番 中島博志                | 15 番 平岡文男 |  |
|                                                                                        | 16 番 三谷喜好                      |                          |           |  |
| 欠 席 議 員                                                                                | なし                             |                          |           |  |
| 地 方 自 治 法<br>第 121 条第 1<br>項 の 規 定 に<br>よ り 説 明 の<br>た め 会 議 に<br>出 席 し た 者<br>の 職 氏 名 | 町 長 佐川秀紀                       | 副町長 上田文雄                 |           |  |
|                                                                                        | 教育長 武智省三                       | 総務課長 相原清志                |           |  |
|                                                                                        | 企画財政課長 大江章吾                    | 地域振興課長 岡田洋志              |           |  |
|                                                                                        | 戸籍税務課長 富岡 修                    | 保険健康課長 池田晃一              |           |  |
|                                                                                        | 介護福祉課長 松下寛志                    | 子育て支援課長 田邊敏之             |           |  |
|                                                                                        | 建設課長 門田 作                      | 農林課長 大内 均                |           |  |
|                                                                                        | 生活環境課長 田中克典                    | 上下水道課長 伊達定真              |           |  |
|                                                                                        | 会計管理者 門田 巧                     | 広田支所長 高橋 桂               |           |  |
|                                                                                        | 学校教育課長 門田敬三                    | 社会教育課長 町田忠彦              |           |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                                     |                                | 議会事務局長 前田正則<br>局長補佐 楠 耕一 |           |  |
| 傍 聴 者                                                                                  | 1 人                            |                          |           |  |



令和元年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第 1 報告第 1 号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 2 報告第 2 号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について
- 日程第 3 報告第 3 号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 4 報告第 4 号 平成 30 年度砥部町継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 5 号 平成 30 年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 6 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 7 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第 27 号 砥部小学校校舎空調設備整備工事（Ⅰ期工事）請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 28 号 砥部町土地開発公社の解散について
- 日程第 10 議案第 29 号 砥部町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 11 議案第 30 号 砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 31 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 32 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 33 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 34 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 35 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 36 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について

日程第 18 議案第 37 号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

・散 会

令和元年第 2 回砥部町議会定例会

令和元年 6 月 14 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（中島博志） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 報告第 1 号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について

（報告、質疑）

○議長（中島博志） 日程第 1、報告第 1 号、砥部町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 砥部町の土地開発公社の経営状況につきましてご報告をいたします。報告第 1 号をお手元にお願いをいたします。報告第 1 号、砥部町土地開発公社の経営状況の報告について。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、砥部町土地開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。令和元年 6 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。土地開発公社につきましては、30 年度につきましても土地を所有をしておりません。また、土地の先行取得などの事業も行っておりません。それでは、30 年度の決算からご説明をさせていただきたいと思っております。16 ページをお願いをいたします。30 年度のキャッシュ・フロー計算書でございます。まず 1 番上の 1、事業活動におけるキャッシュ・フローの（1）利息の受取額でございますが、3,368 円で、（2）の雑支出、この雑支出につきましては熊本県益城町への視察研修旅行等の旅費でございますが、53 万 2,830 円でございます。そのため、4、現金及び現金同等物増減額がマイナス 52 万 9,462 円となり、1 番下の 6、現金及び現金同等物期末残高が、5、現金及び現金同等物期首残高より 52 万 9,462 円減少いたしまして 1,021 万 7,191 円となっております。この現金及び現金同等物でございますが、1,021 万 7,191 円と出資証券、これ 1 万円を合わせます。合わせました、1,022 万 7,191 円が 30 年度末の公社のすべての財産ということになります。その内容でございますけれども、13 ページをお願いをいたします。財産の目録でございます。上の表は資産の部でございますけれども、区分の 1、流動資産につきましては、普通預金が 21 万 7,191 円、定期預金が 1 千万円でございます。この 1 千万円につきましては、500 万円の定期預金が 2 口でございます。うち、1 口につきましては町からの出資金でございます。2、固定資産につきましては、出資証券の 1 万円で、先ほど申しましたとおり、30 年度末の公社のすべての財産につきましては 1,022 万 7,191 円でございます。この内容につきましては、4 月 26 日に監事の井上監事、門田監事に審査をしていただき、5 月 17 日の公社理事会で審査をしていただきました。次に、31 年度の予算につきましてご説明をさせていただきます。2 ページをお願いをいたします。平成 31 年度の砥部町土地開発公社予算でございます。31 年度の予算につきましては、3 月 13 日に公社理事会を開催いたしまして、審議し決定をいたしました。第 2 条に定めておりますように、収入支出予算の総額は収入支出それぞれ 523 万円と定めております。事務的経費と予備費のみでございま

す。予算の内容でございますが、右の３ページをご覧くださいと思います。31年度の収入は１款１項繰越金が522万7千円、受取利息が2千円、雑収入が1千円で合計523万円でございます。支出でございますが、１款１項の一般管理費が4万円、２款１項の予備費が519万円で合計523万円でございます。９ページをお願いいたします。この予算に伴います、31年度末の財産状況を表した予定貸借対照表でございますが、年度末には1,019万190円の資産となる予定でございます。その内容につきましては、現金と有価証券でございます。以上で報告第１号、砥部町土地開発公社の経営状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。以上で報告第１号を終わります。

~~~~~

## 日程第２、報告第２号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について (報告、質疑)

○議長（中島博志） 日程第２、報告第２号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大内農林課長。

○農林課長（大内均） それでは報告第２号につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元に報告第２号をお願いいたします。株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告する。令和元年6月14日提出、砥部町長佐川秀紀。まずはじめに、30年度の決算からご説明をいたします。第27期定時株主総会資料の3ページをご覧ください。貸借対照表、科目、資産の部、決算額をご覧ください。Ⅰ、流動資産は8,211万6,549円で、内訳は現金及び預金、売掛金、たな卸資産、未収入金です。売掛金は、森林組合からの請負でのもの、未収入金は町からの助成金となっております。Ⅱの固定資産551万9,306円で、内訳は有形固定資産534万4,322円、無形固定資産7万4,984円、投資その他の資産が木材取引のための保証金10万円でございます。1番下の資産の部の合計は、8,763万5,855円でございます。次に4ページをお願いいたします。科目、負債の部、決算額をご覧ください。Ⅰ、流動負債は413万6,934円で、内訳は未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金です。金額が多い未払金の主なものは、職員の給与、手当、社会保険料及び燃料費と重機等賃借料でございます。固定資産はございません。真ん中どころの負債の部合計でございますけれども、413万6,934円でございます。続きまして、科目、資産の部、決算額をご覧ください。1、資本金9,090万円と、3の利益剰余金マイナス740万1,079円と合わせまして、株主資本は8,349万8,921円となっております。以上、1番下の段でございますけれども、純資産の部合計8,349万8,921円、負債・純資産の部合計8,763万5,855円となっております。続きまして、5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。Ⅰ、売上高は決算額3,850万7,263円で、林業収入と運送収入でございます。Ⅱの売上原価はございません。Ⅲ、販売費および一般管理費は、決算額4,672万9,867円でございます。詳細につきましては、6ペ

ージをお願いします。合計の決算額は4,672万9,867円で、前期と比較しますと241万372円の増加となっております。主な要因につきましては、減価償却費が110万3,265円の増で、3トンダンプ等購入に伴う償却費が増加したものでございます。また、賃借料が70万4,052円の増で7月豪雨に対応するために、林業機械をリースしたことによるものでございます。燃料費が55万7,067円の増加となっております。5ページに戻っていただいて、上段Ⅰの売上高3,850万7,263円からⅢの販売費および一般管理費4,672万9,867円を引きますと、真ん中どころでございませうけども、経常損失は812万2,165円となっております。続きまして、Ⅵの特別利益は町からの交付金、補助金でございませう。879万円となっており、前年度から77万8千円の減額となっております。以上、1番下の段でございませうけども、税引前当期純利益66万7,835円から法人税、住民税及び事業税20万9,500円を引きますと、当期純利益は45万8,335円となりました。前後して申し訳ございませうけども、1ページをご覧ください。平成30年度の事業報告といたしまして、1、総括事項でございませう。上から5行目からでございませうけども、森林整備では、砥部町森林組合の委託事業として高市地区にある民有地を全伐し、無花粉スギの植栽やバイオマス発電用として未利用材の搬出、平成30年度森林環境保全直接支援事業では、間伐、下刈、作業道の開設、木材の運送等を行いました。広田地域での森林整備は、徐々に山頂へと移っており作業道の開設が厳しい地形から従来行ってきた作業以上に時間と経費が掛かってきました。今後この点にどう対応していくか検討課題となっております。今後も、砥部町森林組合からの委託事業を中心に森林整備を行うとともに、支障木伐採など、迅速に対応できるよう、日頃の作業を通じて知識、技術の向上に努めてまいります。以上が事業報告の概要でございませう。続きまして、8ページをご覧ください。令和元年度の事業計画といたしまして、経営方針をご覧ください。株式会社グリーンキーパーを設立今年で27年を迎えます。この間、林業を取りまく環境は木材価格の低迷により、個人間伐から数名をまとめて団地化することによる作業効率の向上、また、契約販売による価格の安定化、未利用材を利用して行うバイオマス発電等、時代に対応した取り組みが行われてきました。本社においてもこれらに対応すべく、高性能林業機械の導入や大型化への移行、それに伴う作業工程の見直しを行うとともに、作業員のこれまで以上の知識、技術の向上に努めているところです。特に近年、異常気象による大規模な災害等が発生していることから、これらにも迅速に対応してまいりたいと考えています。また、県支援センターが行う各説明会に参加し、若い従業員の確保に取り組むとともに、魅力ある会社、地域に根ざした会社作りに従業員一同日々努力してまいります。以上が事業計画の概要でございませう。続きまして、9ページをご覧ください。令和元年度収支予算でございませう。Ⅰ、売上高は4,225万円で前年度から190万円の増加を見込んでおります。Ⅱの販売費及び一般管理費は5,169万1千円で401万1千円の増加でございませう。Ⅲ、営業利益は5千円で増減はございませう。以上、中どころの経常損失は943万6千円の損失となります。なお、経営損失に対しまして、特別利益として町からの交付金、補助金を1,080万円見込んでいますので、当期純利益は1番下の欄でございませうけども、114万4千円を見込んでおります。なお、計算書、計算の内訳につきましては10ページをご覧ください。以上、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番山口元之君。

○12番（山口元之） 赤字で運営しているところに、ボーナス、手当が出てるんはどういう意味で出るんでしょう。町からの補助金としては、最初のページのことを達成するためにそういう砥部からお金を使ういうんはいいことだと思うんですけど、赤字であるのに賞与が出ると。黒字になって初めてその分を賞与として分配するんであればまだ理解できるんですけど、そのへんどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（中島博志） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 山口議員さんのご質問にお答えします。賞与につきましては、今グリーンキーパーの正職員に対して夏1.35倍、冬1.5倍、ボーナス全体で2.85倍を出しております。これにつきましては、ずっと私が就任して6年経つんですが、このボーナスの支給でずっと止めております。本来であれば、町職員と同じ程度のボーナスを支給しないといけないんですけど、これは私の就任以前からずっとボーナスについては低い水準で止めておりましたので、そのまま引き続いております。町職員と同じ程度は出しておりません。それからですね、本俸につきまして昇給の関係ですけど、これはもうずっと止めておまして、昇給をさせるかそれともボーナスを止めるのか、どちらか選択をしたらいいんじゃないかと思っただんですけど、一応昇給を止めて、ボーナスにつきましては減額して支給するような方法で今はやっております。以上です。

○議長（中島博志） 他に。12番山口元之君。

○12番（山口元之） 一般企業であれば、絶対許されんことだと思うんですよ。だから、賞与ゆう文字があるよりは、やっぱり給料でも上げてあげるとか、そういうふうなことをすることも必要やないんかと思うんですけど、そして、利益が出た分に関しては賞与としてあげるゆうたら、また職員の方のやる気も出ると思うんですけど、ちょっとやっぱり公営でやってるからそういうメリットがあるとかいうんじゃないかと、やっぱり一般企業と同じような形の体系は取っていくべきやと思うんですけど、そのへんいかがでしょうか。

○議長（中島博志） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 今の山口議員さんの質問にお答えします。現在の考え方は、一応昇給をさすかそれともボーナスを出すかと、どちらが妥当かというふうな考え方によりまして、昇給をずっとさせるよりも昇給を一旦凍結して、ボーナスは減額して出すというふうな方向の方が会社としての負担が少ないんじゃないかというふうなことで、現在はそういう方針でやっております。

○議長（中島博志） 他にご質問ございませんか。10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 今、山口議員さん言われたように会社であればということは、理解はできるんですけども、やはり単なる会社とちょっと違うところがありましてですね、国土の保全とか水源涵養とかいろいろな問題がありますから、一概にも言えないかなと。そこで、いろいろ赤字にならないような対策を考えていくんだというようなことを言われておるんじゃないけど、これをもっと具体的にですね、やっていただいて、ちょっとここでも夢物語と言われるかもしれないんですけど、今日あたりでも中東いうのは大変不安な状態にありま

すから、やっぱりそのペレットみたいなものを作ってですね、農業用のボイラーに使うとか、こういうこと研究をまずして、すぐにどうこうじゃないけれどもですね、一步一步何とかかなるようなことも考えていかれて、町の補助がなくても独立してできるような体制を作っていれば何とかいいんじゃないかなというふうに考えるんですが、そこらへんどうでしょう。

○議長（中島博志） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 西岡議員のご質問にお答えします。もっともな話でございますので、その点に注意して今後もやっていきたいと思います。

○議長（中島博志） 他にご質疑ございませんか。質疑を終わります。以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第3 報告第3号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について (報告、質疑)

○議長（中島博志） 日程第3、報告第3号、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） それでは報告第3号についてご説明申し上げます。お手元に報告第3号をお願いいたします。報告第3号、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。令和元年6月14日提出、砥部町長佐川秀紀。第34期定時株主総会資料をお願いいたします。4ページをお願いいたします。まずはじめに、30年度の決算からご説明申し上げます。貸借対照表、資産の部、右の決算額の欄をご覧ください。流動資産355万5,617円、内訳は現金及び預金、たな卸資産、前払費用、未収入金でございます。現金及び預金が前期より増えた主な理由は、草刈と清掃業務の費用が次年度の支払となったためでございます。また、未収入金が前期と比較いたしまして減額となった理由は、公園清掃委託料が年払いから年4回払いとなったため、107万4,310円の減でございます。未収入金の主な内訳は、3月分の指定管理料35万6,500円、公園清掃受託料36万3,528円、3月分の売店手数料等の未収金129万4,625円でございます。Ⅱ、固定資産24万8,676円で内訳といたしまして、有形固定資産10万3,076円、無形固定資産14万5,600円でございます。1番下のところ、資産の部合計380万4,293円でございます。5ページをお願いいたします。負債の部でございます。右の決算額の欄をご覧ください。Ⅰ、流動負債189万4,544円、内訳としまして未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金でございます。未払金の主なものは、販売商品に係る商品仕入れ代金や、商品関連消耗品、社会保険料でございます。Ⅱ、固定負債として退職給付引当金200万325円でございます。前期額が235万325円から中小企業退職金共済掛金35万円を除いた額となっております。真ん中どころ、負債の部合計389万4,869円でございます。次に、純資産の部でございます。1、資本金533万円、3、利益剰余金マイナス542万576円を合計しまして、株主資本マイナス9万576円でございます。純資産の部合計マイナス9万576円、負債、純資産の部合計380万4,293円となっております。次に6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。右の決算額の欄をご覧ください。売上高2,026万1,456円、内訳といたしまして売店売上717万1,614

円、管理受託料 573 万 2,112 円、内訳は指定管理料年間 427 万 8 千円、神の森公園、長曽池公園清掃等の受託料が 145 万 4,112 円でございます。売店手数料 681 万 7,730 円、賃貸料収入 54 万円でございます。Ⅱ、売上原価が 626 万 4,990 円で売上高 2,026 万 1,456 円から除して売上総利益は 1,399 万 6,466 円となっております。次にⅢ、販売費および一般管理費は 1,475 万 4,076 円でございます。内訳は次のページ 7 ページをお願いいたします。決算額合計で前期と比較しまして、54 万 4,995 円の減となっております。減額の主なものは、科目の欄厚生費決算額 35 万 1,112 円で前期と比較しまして、35 万 2,488 円の減です。これは平成 29 年 3 月に中小企業退職共済へ加入し、平成 28、29、2 カ年分の掛金があったものでございます。雑費といたしまして、9 万 8,138 円で前期と比較しまして 17 万 9,350 円の減でございます。29 年度に実施したイベント関連費用が 30 年度は不要になったためでございます。6 ページに戻っていただきまして、売上総利益 1,399 万 6,466 円から販売費および一般管理費 1,475 万 4,076 円を除いて、営業損失は 75 万 7,610 円でございます。次にⅣ、営業外収益が 124 万 4,610 円、内訳といたしまして受取利息が 6 円、諸引当金戻入額が 35 万円、雑収入として自動販売機等手数料が 89 万 4,604 円でございます。Ⅴ、営業外費用はございません。経常利益は 48 万 7 千円でございます。Ⅵ、特別利益、特別損失はございません。税引前当期純利益 48 万 7 千円、法人税、住民税及び事業税が 8 万 1,400 円で当期純利益は 40 万 5,600 円で 4 期連続の単年度黒字となりました。前後して申し訳ございません。2 ページをお願いいたします。30 年度事業報告といたしまして、運営状況でございますが、上の表真ん中が 30 年度でございます。レジ通過者と売り上げを前年と比較いたしますと、レジ通過者が 1,101 人の増、売り上げが 63 万 6,455 円の増でレジ通過者、売り上げともに昨年を上回る結果となっております。次に 9 ページをお願いいたします。令和元年度の事業計画でございますが、経営方針といたしまして、顧客サービス、販売及び収益に関する方針を定め、運営マニュアルを活用し、魅力ある店づくりを実践し利益を上げるよう努力します。また施設管理に関する方針としまして、施設の保全に努め令和元年 10 月に予定されてます、消費税率改正に備え適切に対応準備を行うこととしております。次に、10 ページをお願いいたします。令和元年度収支予算書でございますが、収入の部左の本年度予算額の欄をご覧ください。売店手数料を実績に合わせまして 50 万円減額し 100 万円、雑収入が解散及び経営健全化に伴う町補助金 100 万円増の 190 万円とし、収入の部合計を 1,603 万円でございます。次に支出の部でございます。全体的に 30 年度実績により見直しを行っており、比較増減の主なものは水道光熱費が前年比較で 10 万円の増、これは仕入れ商品の冷凍ストッカー及びジェラートの保冷库の設置、及び外灯修理に伴う電気代の増でございます。次に雑費が 10 万円の増、これは会社解散に伴う司法書士への報酬等でございます。1 番下支出の部、1,603 万円でございます。以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。11 番政岡洋三郎君。

○11 番（政岡洋三郎） ちょっとお聞きするんですけど 10 ページの元年度の予算のところで収入の部で指定管理委託料、管理委託料とあるんですけど、収入やからこれは受託料の間違いやないかと思うんですけど、これは損益計算書では管理受託料という言葉を使っておるわけですから、収入でも受託料とせなんだら収入の方で委託いうのはちょっとおかしいと思います。

それと、指定管理料委託料がここでは 432 万円いうて上がっとなんですが、一般会計の上がった数字と若干違うんですが、これはどないなっとなのかちょっとその点をお教え願いたいと思います。

○議長（中島博志） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） はい。政岡議員さんのご質問にお答えします。指定管理委託料につきましては、次年度以降受託料と修正をさせていただいたと思います。それと指定管理料でございますが、予算のところで一般会計予算でいきますと 427 万 8 千円、こちらの令和元年度収支予算につきましては 432 万円、こちらにつきましては産業開発公社事務取扱者に確認をいたしまして、事後報告をさせていただいたと思いますが、それではよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 11 番政岡洋三郎君、事後報告でかまいませんか。はい、わかりました。他にご質疑ございませんか。6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 例えばこれ 2 ページのところで、イベント等ですねレジ通過者ということですと表があるんですが、このイベントに合わせて対応する従業員の方の人数を増やしたりというようなことはされてるのでしょうか。

○議長（中島博志） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 佐々木議員さんのご質問に答えます。従来のシフトで回しておりまして、イベントのときには全員が出てくるというふうなそういうやり方です。通常は 2 人くらいで運用してまして、イベントのときには全員が参加するというふうなそういうやり方です。やっておりますから、新たに臨時を雇うということはしていません。

○議長（中島博志） 他にご質疑ありませんか。質疑を終わります。以上で報告第 3 号を終わります。

~~~~~

#### 日程第 4 報告第 4 号 平成 30 年度砥部町継続費繰越計算書の報告について (報告、質疑)

○議長（中島博志） 日程第 4、報告第 4 号、平成 30 年度砥部町継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 報告第 4 号、平成 30 年度砥部町継続費繰越計算書の報告につきましてご説明をさせていただきます。報告第 4 号をお手元をお願いいたします。報告第 4 号、平成 30 年度砥部町継続費繰越計算書の報告について。平成 30 年度砥部町継続費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告する。令和元年 6 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、繰越計算書をご覧いただきたいと思います。まず、3 款民生費、2 項児童福祉費で麻生保育所改築事業でございますが、この事業につきましては、工事費と工事管理費で 30 年度と令和元年度の 2 カ年の継続費でございます。総額が 5 億 5,211 万 8 千円で 30 年度の予算額が 4 億 9,690 万 6 千円でございます。30 年度の支出はございません。そのために全額を翌年度に繰り越したものでございます。次

に 10 款教育費、5 項社会教育費で中央公民館耐震・大規模改修事業でございますが、この事業につきましても工事費と工事管理費で 30 年度と令和元年度の 2 カ年の継続事業でございます。総額が 9 億 8,455 万円で 30 年度の予算額が 3 億 9,382 万円で 30 年度の支出はございません。そのため、全額を翌年度に繰り越したものでございます。財源につきましては、繰越金、国庫補助金、地方債でございます。以上で報告第 4 号、平成 30 年度砥部町継続費繰越計算書についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。以上で報告第 4 号を終わります。

~~~~~

日程第 5 報告第 5 号 平成 30 年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について (報告、質疑)

○議長（中島博志） 日程第 5、報告第 5 号、平成 30 年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、平成 30 年度砥部町繰越明許費繰越計算書につきましてご報告をさせていただきます。報告第 5 号をお手元をお願いいたします。報告第 5 号、平成 30 年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成 30 年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 6 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは計算書をご覧いただきたいと思います。ご覧の 17 件につきまして繰越を行ったものでございます。3 款の民生費、2 項児童福祉費の砥部こども園ブロック塀改修工事と 10 款教育費、2 項小学校費の小学校のブロック塀改修工事、そして空調設備整備費につきましては、2 月の臨時会で議決をいただいたものでございます。その他の事業につきましては、3 月の定例会で繰越明許費として議決をいただいたものでございます。そのうち、上から 2 番目の 3 款民生費、1 項社会福祉費のプレミアム付商品券事業、それと真ん中どころになりますけれども、8 款土木費、5 項住宅費の木造住宅耐震診断補助事業費派遣委託料、そして 1 番下の林業用施設現年災害復旧工事につきましては、30 年度に一部施行した額を除きまして、繰り越したものでございます。そのほかの事業につきましては議決をいただきました額を繰り越したものでございます。以上で平成 30 年度砥部町繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。以上で報告第 5 号を終わります。

~~~~~

#### 日程第 6 報告第 6 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

(報告、質疑)

○議長（中島博志） 日程第6、報告第6号、平成30年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。伊達上下水道課長。

○上下水道課長（伊達定真） それでは報告第6号、平成30年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告をさせていただきます。お手元に報告第6号をお願いいたします。報告第6号、平成30年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。平成30年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和元年6月14日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは繰越計算書の方をお願いいたします。公共下水道事業におきます、管渠詳細設計業務及び公共下水道整備工事におきまして、地元との諸調整等に不測の日数を要したため、合わせて9,236万8千円を繰り越すものでございます。報告書裏面の資料の方をご覧くださいと思います。管渠の詳細設計業務といたしまして、高尾田日の出地区における管渠整備に伴う詳細設計、下水道整備工事として麻生バス停東側の松山市との行政界付近、及び高尾田の篠崎歯科付近の2件を繰り越すものでございます。設計業務と麻生バス停東側の工事につきましては、5月末に完成をしております。篠崎歯科付近の工事につきましては、本年7月末の完成を予定しております。以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。以上で、報告第6号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第7号 平成30年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

(報告、質疑)

○議長（中島博志） 日程第7、報告第7号、平成30年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。伊達上下水道課長。

○上下水道課長（伊達定真） それでは報告第7号、平成30年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告をさせていただきます。お手元に報告第7号をお願いいたします。報告第7号、平成30年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。平成30年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和元年6月14日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは繰越計算書の方をお願いいたします。こちら、総津浄水場の改修工事を行っておりますけれども、現地におけます既設の導水管や配水管の位置の再調査等に不測の日数を要したため、事業費1億600万円を繰り越すものでございます。計算書裏側の資料の方をご覧ください。事業内容につきましては、水源の改修、導水管布設、配水管布設、配水池の増設工事となっております。この完成につきましては、本年7月末の完成を予定しております。以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。以上で報告第7号を終わります。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用しまして全員協議会を開催したいと思います。

午前10時17分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（中島博志） 再開します。日程第8に入る前に報告第3号について、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について、政岡議員の質疑で保留となっていた件ですが、岡田地域振興課長から報告があります。岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 報告第3号におきまして政岡議員さんからご質問がございました、指定管理料についてでございますが、砥部町一般会計予算指定管理料431万8千円、公社の令和元年度収支予算432万円、2千円の差異がございます。公社の予算におきましては担当職員に確認いたしますと、収入の部におきましては万単位で計上しておりまして、昨年度も428万円ということで万単位で計上させていただいております。そこで2千円の差異が出ておるということでございました。以上で報告を終わります。

○議長（中島博志） 11番政岡洋三郎君。

○11番（政岡洋三郎） それはわかるんですけど、予算作る場合に収入の場合は切り捨てになって、支出の場合は切り上げるのが普通の予算の作り方やと思うんですね。収入を切り上げたりするのは逆におかしいと思う。それやったら収入の方を1万減さないかと。

○議長（中島博志） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 政岡議員さんのご質問にお答えします。今言われたことにつきましては、産業開発公社担当職員の方に指導をいたしまして、次年度からの訂正案件とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 11番政岡洋三郎君、今ので構いませんか。はい、わかりました。

~~~~~

日程第8 議案第27号 砥部小学校校舎空調設備整備工事（I期工事）請負契約の締結について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） それでは日程第8、議案第27号、砥部小学校校舎空調設備整備工事I期工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 砥部小学校校舎空調設備整備工事I期工事の請負契約の締結

につきましてご説明をさせていただきます。議案第 27 号をお手元にお願いをいたします。議案第 27 号、砥部小学校校舎空調設備整備工事Ⅰ期工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。令和元年 6 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。契約の目的でございます。砥部小学校校舎空調設備整備工事Ⅰ期工事、契約の方法、一般競争入札。契約の金額、4,771 万 6,560 円うち消費税及び地方消費税の額 353 万 4,560 円。契約の相手方、松山市余戸東一丁目 3 番 7 号株式会社富士原冷機、代表取締役富士原裕。提案理由でございますが、砥部小学校校舎空調設備整備工事Ⅰ期工事請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。今回の案件につきましては、2 社による競争入札の結果、富士原冷機につきまして低入札調査価格を下回りましたので、低入札価格調査を行っておりました。調査の結果、適正に履行できるものと判断いたしましたので、5 月 27 日に同社と仮契約を結びました。工期につきましては、9 月 30 日まででございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 28 号 砥部町土地開発公社の解散について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第 9、議案第 28 号、砥部町土地開発公社の解散についてを議題とします。地方自治法第 117 条の規定により、東勝一君、森永茂男君、井上洋一君、平岡文男君、三谷喜好君の退場を求めます。

〔東議員、森永議員、井上議員、平岡議員、三谷議員退場〕

○議長（中島博志） 提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 砥部町土地開発公社の解散につきましてご説明をさせていただきます。議案第 28 号をお手元にお願いをいたします。議案第 28 号、砥部町土地開発公社の解散について。公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、砥部町土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求める。令和元年 6 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますけれども、今後における具体的な土地取得計画や造成計画

はなく、公社の存続意義が極めて乏しくなったために、提案をするものでございます。今後のスケジュールにつきましては、添付の資料のとおりでございます。清算終了でございますが、来年の9月頃を予定をするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中島博志） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。東勝一君、森永茂男君、井上洋一君、平岡文男君、三谷喜好君の入場を求めます。

〔東議員、森永議員、井上議員、平岡議員、三谷議員入場〕

~~~~~

#### 日程第10 議案第29号 砥部町森林環境譲与税基金条例の制定について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（中島博志） それでは日程第10、議案第29号、砥部町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大内農林課長。

○農林課長（大内均） 議案第29号をお手元にお願いいたします。議案第29号、砥部町森林環境譲与税基金条例の制定について。砥部町森林環境譲与税基金条例を次のように定める。令和元年6月14日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の裏面をご覧ください。国が町に譲与する森林環境譲与税を町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源の原資とするため、森林環境譲与税基金の設置を提案するものでございます。若干説明を加えさせていただきます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律によりまして、森林環境税につきましては、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民全体で森林を支える仕組みとして、令和6年度から住民税に上乗せして納税者一人当たり年額1千円を徴収するものとなりました。また、森林環境譲与税につきましては、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害の防止を図るため、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムの推進を中核として、町が主体的に行う森林整備、担い手の育成、木材利用、普及啓発やその促進につながる費用に幅広く使用できることとなっており、これらに早期に取り組むため、今年度から譲与されることとなりました。なお、森林環境譲与税の用途は年度ごとに公表しなければならないこととされており、使用目的を区分する必要があることから基金として組み立てることといたしました。また、譲与税は後年度への保留も認められて

いることから、国からも基金で積み立てるよう指示があったもので、この譲与税を原資とする森林環境譲与税基金を設置するものでございます。表面にお返りください。それでは、砥部町森林環境譲与税基金条例の内容をご説明いたします。第1条では、この基金の設置目的を規定しています。第2条では、基金として積み立てる額を規定しています。なお、今年度につきましては、譲与税を800万円と試算し森林所有者意向調査費用を除く751万8千円を補正予算にて計上させていただく予定となっております。第3条では基金の管理について、第4条では基金の運用益金の処理について、第5条では基金の繰り替え運用について。裏面をご覧ください。第6条では基金の処分について、第7条では委任についてそれぞれ規定しています。次に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしています。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今、議案の説明ございました。本案についていささかな意義もございませんが、ただ、この先ほど言われましたように住民一人当たり1千円負担しましたねと。そうすると2万2千円で勘定しても、2億2千万のお金は出したんですよね、税で。戻ってくるのが800万と。これちいと少ないように思うんですが、これ財政課長お尋ねしたいのは、砥部町には800万ですが近隣の市町村の額もおそらく出とると思います。ちょっとそのへんをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中島博志） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。先ほどの森林環境税につきましては、均等割にプラスされると、かけるということでございますので、約砥部町で970万円というような試算が出ております。森林環境税につきましてはですね、均等割にかけると。均等割の人数かける1千円ということでございますので、約970万円ということになります。それと、どのようにして配分するかということでございますけれども、これは私有林の人工林の面積が50パーセント、そして林業就業者数が20パーセント、そして人口で30パーセントというような割り方でですね、計算をするということでございます。以上で終わります。

○議長（中島博志） 他にご質疑等。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 私の単純計算が間違っておりました。これ内容細かいことはわかりませんもんですから失礼いたしました。じゃあ、森林の無いところも人口割で対象になるんでございましょうか。よろしかったら、近隣の市町村の今の内定しとるわかつとる範囲で、いくらぐらいの予定かお教え願いたいと思います。

○議長（中島博志） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの三谷議員さんのご質問ですけども、近隣で申しますと山林がないところは松前町が山林がございせんけども、もちろん松前町におきましては人口割がございしますので、譲与税が入ってくるということになっております。譲与税につきましては、あくまでも砥部町の私が試算したものなんで、松前町については試算できませんので、

入ってくる等は間違いないんですけども、これは一般で公表されてないので、私の方からお答えを差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（中島博志） 16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 企画財政課長、今の答弁でいいですか。私が言うのはおおむねでいいですからその町村でどれくらい、松山市、松前町、伊予市、東温市ぐらいでね、どれぐらい入ってきてますかということをお尋ねしとんで、決してこれ難しいことや公表されておらんいうもんじゃないと思うんですがね。

○議長（中島博志） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。これはまだ公表されておられません。あくまで、試算の段階でございます。それをですね、念頭においていただきましてですね、お答えをさせていただいたと思いますけれども、松山市では大体 3,500 万ぐらいかなというようなところでございます。松前町につきましては、100 万ぐらいだろうというところでございます。東温市につきましても 1 千 4,500 万ぐらいというようなところでございます。これは先ほども申しましたとおり、あくまで試算でございます。まだ、公表されたデータではございません。その点の取り扱いは十分ご注意いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 以上で三谷喜好君の質疑を終わります。他に質疑等ございませんか。  
〔質疑なし〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 29 号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第 29 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 11 議案第 30 号 砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第 11、議案第 30 号、砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 議案第 30 号をお願いいたします。議案第 30 号、砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について。砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例を次のように定める。令和元年 6 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の 3 ページをご覧ください。地域経済牽

引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づき、地域経済牽引事業を行う事業者の先進的な設備投資を支援することにより、町内遊休地への企業誘致を促進させるため、本条例の制定を提案するものでございます。すみません、1ページにお戻りください。砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例。第1条ではこの条例制定の趣旨について定めており、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項及び第7項では、地域経済牽引事業計画の県知事、主務大臣の認可後、計画に従って設置される施設の固定資産税を地方税法の規定により、課税しないことを定めています。第2条では、課税免除の要件として砥部町の区域内で要件に該当する対象施設を設置した場合、設置後3年度分課税免除することを定めています。2ページをお願いします。第3条から第5条では、課税免除の申請、決定の取り消し、措置の承継についてそれぞれ定めています。3ページをお願いします。附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和2年度以降の年度分の固定資産税について適用するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第30号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第30号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第12 議案第31号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（松崎浩司） 日程第12、議案第31号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第31号につきましてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年6月14日提出、砥部町長佐川秀紀。下段をご覧ください。提案理由でありますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に基づきまして、選挙に関わる非常勤特別職の報酬の額を改定するため、提案するものでございます。国会議員の選挙等の執行に関して、国が負担する経費の基準につきましては、

最近の物価の変動等を踏まえ、参議院通常選挙のある年に定例改定が行われております。今回改正法に基づきまして、砥部町の条例で規定する選挙長等の報酬の額を改めるものでございます。それでは議案第31号の資料をご覧ください。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。別表第2条関係について改正が行われております。内容につきましては、同表の選挙長の項中10,600を10,800に、投票管理者の項中12,600円を12,800円に、期日前投票管理者の項中11,100円を11,300円に、開票管理者の項中10,600を10,800に、選挙立会人の項中8,800を8,900に、投票立会人の項中10,700円を10,900円に改めます。裏面もご覧ください。同表の期日前投票立会人の項中9,500円を9,600円に、開票立会人の項中8,800を8,900に改めます。それでは議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたしております。以上で議案第31号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第31号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） ご異議なしと認めます。よって議案第31号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第32号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第13、議案第32号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それではご説明させていただきます。議案第32号をお手元をお願いいたします。議案第32号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年6月14日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、提案理由でございますが、議案書の下段をご覧ください。本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に基づき、放課後児童支援員認定資格研修の要件を改正するため、提案するものでございます。根拠法令は児童福祉法第34条の8の2、第2項となっております。この法律におきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について実施する自治体において、条例で基準を定めなければならないこととされております。条例を定めるにあたって、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準に従い定めるものとし、その他の事項につきましても基準省令を参酌するものとされております。本町におきましても、改正省令の公布に伴いまして、同基準を引用していた本条例を改正いたしまして、基準省令の運用に支障が生じないようにするものでございます。それでは改正箇所をご説明いたします。次のページの議案第 32 号資料、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表をご覧ください。改正項目としまして、第 10 条第 3 項条文の都道府県知事のあとに、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長、を加えるものでございます。改正項目の内容としましては、放課後児童支援員は保育士の資格を有するものなど、基準省令第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこととされておりましたが、平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務、権限につきましては、平成 31 年度から指定都市でも実施できるように省令を改正するとされたことを受けまして、基準省令第 10 条第 3 項本文を改正しまして、指定都市においても放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとするものでございます。議案書の方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 32 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第 32 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第 14 議案第 33 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第 14、議案第 33 号、砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） それでは議案第 33 号をご準備ください。議案第 33 号、砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年 6 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書の 3 ページ下をご覧ください。提案理由といたしまして、令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税の引上げに伴い、保守点検料及び施設使用料を新しい税率に適用した料金に改定するため提案するものでござ

います。今回の改定については、消費税、地方消費税改定のみでございます。別表第2を改めるものでございます。議案第33号の資料、新旧対照表をご覧ください。別表第2、第11条関係1、保守点検料でございますけれども、みなし浄化槽と合併処理浄化槽の個別浄化槽、それぞれの処理方式によって、人槽又は処理能力ごとに消費税及び地方消費税が付加された年額の保守点検料としております。例えば単独処理槽の10人槽以下につきましては、月額原価620円に消費税及び地方消費税を付加し、10円未満を切り捨てた金額で年額の保守点検料8,160円と算出しております。以降も同様の考え方で算出しております。5ページをご覧ください。2、施設使用料でございます。施設使用料3,670円でございますが、これは町が管理しております、集中処理浄化槽6施設の月額の使用料で、月額単価3,340円に消費税及び地方消費税を付加し、10円未満を切り捨てた額としております。議案書の3ページに戻っていただき、附則でございますが、この条例は令和元年10月1日から施行する。経過措置といたしまして、この条例による改正後の砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後、浄化槽又は施設を使用する月分の保守点検料及び施設使用料について適用し、同日前に浄化槽又は施設を使用した月分の保守点検料及び施設使用料については、なお従前の例としております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第33号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第33号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第34号 砥部町公共下水道条例の一部改正について

日程第16 議案第35号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について

日程第17 議案第36号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第15、議案第34号、砥部町公共下水道条例の一部改正についてから日程第17、議案第36号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達上下水道課長。

○上下水道課長（伊達定真） それでは議案第34号の説明をさせていただきます。お手元に議案第34号をお願いいたします。議案第34号、砥部町公共下水道条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年6月14日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですけれども、議案書の裏面

の方をご覧いただきたいと思います。令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税税率の引上げに伴い、公共下水道使用料を新しい税率に適用した料金に改定するため、提案するものでございます。それでは改正の内容につきまして別紙の資料の方でご説明をさせていただきます。新旧対照表の方をお願いいたします。使用料の算定方法を定めました、第 29 条第 1 項の全部を改正するものでございます。左側の改正案の方をご覧ください。改正点といたしましては、条文の最後に、ただし 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。を加えるものでございます。これは今回の使用料改定に伴い、10 円未満の端数が生じることから、水道や農業集落排水の使用料と同様に算定するため加えるものでございます。次に表の上部に括弧書きといたしまして、消費税及び地方消費税相当額を含む。を加えるものでございます。これは、現在の使用料につきましても消費税及び地方消費税を含んだ総額表示方式で表示をしておりますけれども、消費税等を含んだ額であることを明確にするために加えるものでございます。次に表中の使用料の基本料金及び超過料金を 10 パーセントの消費税及び地方消費税を含む額に改め、基本料金を 1,018 円、超過料金を 204 円とするものでございます。議案書の方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置といたしまして、第 2 項で、この条例による改正後の砥部町公共下水道条例第 29 条第 1 項の規定は、令和元年 10 月分として徴収する使用料から適用し、同月前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。第 3 項で、前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して汚水を、裏面の方をお願いいたします。排除している使用者の同日以後の最初の検針日から、その直前の検針日までの期間に係る使用料のうち、令和元年 10 月分及び 11 月分として徴収する使用料については、改正前の砥部町公共下水道条例第 29 条第 1 項の規定を適用する。議案第 34 号の説明は以上でございます。引き続き議案第 35 号の説明をさせていただきます。お手元に議案第 35 号をお願いいたします。議案第 35 号、砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について説明させていただきます。砥部町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年 6 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですけれども、下の方をご覧ください。令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税税率の引上げに伴い、農業集落排水施設使用料を新しい税率に適用した料金に改定するため、提案するものである。それでは改正の内容につきましてご説明を申し上げます。議案第 35 号資料の新旧対照表をお願いいたします。別表 2 でございますけれども、左側の改正案をご覧ください。使用料を 10 パーセントの消費税及び地方消費税を含む額に改め、基本料金を 2,640 円に、人員割を 385 円とするものでございます。議案書の方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置としまして、この条例による改正後の砥部町農業集落排水施設条例別表第 2 の規定は、令和元年 10 月分として徴収する使用料から適用し、同月前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。以上で議案第 35 号の説明を終わります。それでは、引き続き議案第 36 号をお願いいたします。議案第 36 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年 6 月 14 日提出、砥部町長佐

川秀紀。提案理由ですけれども、議案書の裏面をご覧いただきたいと思います。下の段の方になりますが、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の引上げに伴い、新しい税率に適用した水道料金及び加入金に改定するため、提案するものである。それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。議案第36号資料の新旧対照表をお願いいたします。別表第2でございますけれども、こちらは消費税等の額を含んだ水道料金の表となっております。水道料金は量水器の規模に応じて基本料金を定めております。左側の改正案の13ミリメートルの欄をご覧ください。消費税等の率を10パーセントとし、基本料金を957.0円、従量料金を137.5円に改めるものでございます。20ミリメートルから裏面の方にあります、150ミリメートルの方の量水器につきましても、同様に基本料金を改めるものでございます。なお、公衆浴場所及び臨時用につきましても、1立方メートルあたりの基本料金のみとなっております、公衆浴場所は110.0円、臨時用は275.0円に改めるものでございます。次に別表3でございますけれども、こちらは給水装置の新設や、量水器の規模を大きくする場合の加入金の金額となっております。量水器の規模ごとに金額を定めています。13ミリメートルから150ミリメートルまで、それぞれ消費税等の率を10パーセントとした金額に改めるものでございます。議案書の方に戻っていただきたいと思います。議案書の裏面をお願いいたします。附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行する。経過措置として、第2項で、この条例による改正後の砥部町水道事業給水条例別表第2の規定は、令和元年10月分として徴収する料金から適用し、同月前の月分として徴収する料金については、なお従前の例による。第3項で、前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して使用している者の同日以後の最初の検針日からその直前の検針日までの期間に係る料金のうち、令和元年10月分及び11月分として徴収する料金については、改正前の砥部町水道事業給水条例別表第2の規定を適用する。以上ですべての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第34号から議案第36号までの3件については産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第34号から議案第36号までの3件については産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第18 議案第37号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第2号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第18、議案第37号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは一般会計補正予算につきましてご説明をさせていただきます。一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第37号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第2号、会計年度の名称は当年度全体を通じて令和元年度とし、平成31年度予算は令和元年度予算とする。令和元年度砥部町の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,449万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,459万5千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条、地方債補正。地方債の追加は第2表、地方債補正による。令和元年6月14日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは3ページをお願いいたします。歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。まず、2款総務費でございますが、3,398万8千円を追加いたしまして9億9,928万4千円といたしました。1項総務管理費で県団地のコミュニティ広場の用地購入費3,053万円の追加などがございます。3款民生費でございますが、810万6千円を追加し、30億4,344万8千円といたしました。1項社会福祉費では、障害者自立支援システム改修業務委託料85万8千円の追加など、2項児童福祉費では、子ども子育て支援システム改修業務委託料638万円の追加などがございます。4款衛生費でございますが、635万円追加いたしまして7億1,606万8千円といたしました。1項保健衛生費で、風しん抗体検査にかかる経費601万5千円の追加などがございます。6款農林水産業費でございますが、4,380万1千円を追加し、2億4,676万1千円といたしました。1項農業費では、簡易ハウスやAPハウスなどの施設整備に対する補助金といたしまして、次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金2,289万1千円の追加など、2項林業費では、林道障子山線の落石防止対策工事1千万円、鳥獣害防止対策のための電気柵等の整備に対する補助金107万1千円、森林環境譲与税基金への積立金751万8千円の追加などがございます。7款の商工費でございますが、188万2千円を追加し、2億6,060万7千円といたしました。砥部焼関連パンフレットの印刷製本費107万5千円の追加などがございます。8款土木費でございますが、6,867万2千円を追加し、5億3,384万9千円といたしました。2項道路橋りょう費では、町道宮内久谷線舗装補修工事2,500万円の追加など、5項住宅費では、ブロック塀等安全対策事業費補助金150万円の追加でございます。9款消防費につきましては、消防団員のヘルメット購入に補助金が交付されることになったため、100万円の財源組替のみで補正はございません。10款教育費でございますが、169万4千円追加し、14億9,048万9千円といたしました。2項小学校費で、臨時雇賃金75万円を追加し、3項中学校費で臨時雇賃金75万円を減額をいたしました。これにつきましては、スクール・サポート・スタッフの配置を砥部中学校から麻生小学校へ変更したことによるものでございます。5項社会教育費では、中央公民館耐震・大規模改修工事に伴う電気、水道使用料金100万円の追加など、6項保健体育費では、給食センターの備品の購入費の追加でございます。歳入でございますが、2ページをお願いいたします。2款地方譲与税に、新たに3項森林環境譲与税800万円を追加をいたしました。国庫支出金702万1千円、県支出金3,007万4千円、繰入金65万1千円、繰越金9,424万7千円、諸収入

200 万円、町債 2,250 万円を追加をいたしました。4 ページをお願いをいたします。地方債補正でございます。追加でございます。公共施設等適正管理推進事業といたしまして、町道宮内久谷線舗装補修事業に充当するため、2,250 万円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

**議長（中島博志）** 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。16 番三谷喜好君。

**○16 番（三谷喜好）** ちょっとお尋ねしたいんですが、ページで言いますと 21 ページの林業総務費の中に林道障子山線の落石防止工事対策、まあよう面岡先生が障子山のことを言われましたが、それに関連しての予算計上かと思いますが、これどれぐらいの工事規模でございましょうか。

**○議長（中島博志）** 門田建設課長。

**○建設課長（門田作）** 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。障子山林道におきましては、延長が 1.9 メーターあるわけですが、ちょうど中間部におきまして平成 30 年の秋の台風ですね、法面が一部崩落いたしました。そのまだ岩盤にクラックが残っておるということからですね、県の補助事業を利用しまして 1 千万円で法面对策工事を行う予定をしております。以上で三谷議員さんのご質問にお答えします。すみません、訂正させていただきます。1.9 キロメートルです。失礼しました。

**○議長（中島博志）** 16 番三谷喜好君。

**○16 番（三谷喜好）** これでね課長さん、任意まである程度こうあれしていくのには、よう面岡議員が言われるように、いつ頃までかかりましようぞね。道路の整備が。頂上まで。

**○議長（中島博志）** 門田建設課長。

**○建設課長（門田作）** 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。工期のことなんですが、この 6 月で補正をいただいた後、県の補助金をいただきますので補助金交付申請をしまして、許可になってからになりますんで、早ければ年内、遅くても今年度中の完成を目指しております。以上で三谷議員さんのお答えとさせていただきます。

**○議長（中島博志）** 他にご質疑等ございますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 37 号は所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（中島博志）** 異議なしと認めます。よって議案第 37 号は所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました、議案の審査報告につきましては、6 月 21 日の本会議でお願いいたします。以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前 11 時 38 分 散会



## 令和元年第2回砥部町議会定例会（第3日）会議録

|                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                          |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                                              | 令和元年 6 月 21 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |  |  |
| 招 集 場 所                                                                                | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                          |  |  |
| 開 会                                                                                    | 令和元年 6 月 21 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |  |  |
| 出 席 議 員                                                                                | 1 番 柿本 正                      2 番 佐々木公博                      3 番 原田公夫<br>4 番 東 勝一                      5 番 菊池伸二                      6 番 佐々木隆雄<br>7 番 森永茂男                      8 番 松崎浩司                      9 番 大平弘子<br>10 番 西岡利昌                      11 番 政岡洋三郎                      12 番 山口元之<br>13 番 井上洋一                      14 番 中島博志                      15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                          |  |  |
| 欠 席 議 員                                                                                | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                          |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第 121 条第 1<br>項 の 規 定 に<br>よ り 説 明 の<br>た め 会 議 に<br>出 席 し た 者<br>の 職 氏 名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      上田文雄<br>教育長                      武智省三                      総務課長                      相原清志<br>企画財政課長                      大江章吾                      地域振興課長                      岡田洋志<br>戸籍税務課長                      富岡 修                      保険健康課長                      池田晃一<br>介護福祉課長                      松下寛志                      子育て支援課長                      田邊敏之<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      大内 均<br>生活環境課長                      田中克典                      上下水道課長                      伊達定真<br>会計管理者                      門田 巧                      広田支所長                      高橋 桂<br>学校教育課長                      門田敬三                      社会教育課長                      町田忠彦 |                          |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 議会事務局長 前田正則<br>局長補佐 楠 耕一 |  |  |
| 傍 聴 者                                                                                  | 3 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                          |  |  |

令和元年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第 1 議案第 29 号 砥部町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 30 号 砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 31 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 32 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 33 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 34 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 35 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 36 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 37 号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 請願第 1 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

追加日程第1 議会改革特別委員の辞任について

追加日程第2 議会改革特別委員の選任について

・閉 会

令和元年第 2 回砥部町議会定例会

令和元年 6 月 21 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（中島博志） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 29 号 砥部町森林環境譲与税基金条例の制定について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第 1、議案第 29 号、砥部町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 29 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 29 号、砥部町森林環境譲与税基金条例の制定については、国が町に譲与する森林環境譲与税を町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源の原資とするため、森林環境譲与税基金を設置するため、制定するものです。条文は、第 1 条から第 7 条まであり、積み立てる額や運用、処分などについて規定しております。また、議案の説明において、この譲与税は町が実施する間伐、人材育成、担い手確保、木材利用促進、普及啓発などの事業に充当し、その税額は私有林人工林面積、林業就業者数、人口により按分され、譲与されるとの説明がありました。なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしています。この制定内容は、適正と認められ、よって議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 30 号 砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第2、議案第30号、砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第30号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第30号、砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定については、関連する法律の規定に基づき、地域経済牽引事業を行う事業者の先進的な設備投資に係る固定資産税を一定期間免除することにより、町内遊休地への企業誘致を促進させるため制定するものです。条文は、第1条から第6条まであり、免除の要件や決定の取り消し等について規定しています。また、質疑において対象地は八倉の医薬品卸販売会社の本社跡地が対象であるとの答弁がありました。なお、附則においてこの条例は公布の日から施行するとし、令和2年度以降の固定資産税について適用するとしています。この制定内容は適正と認められ、よって議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第31号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第3、議案第31号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長（井上洋一） 総務常任委員会に付託されました、議案第31号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第31号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に

関する法律の改正に基づき、選挙に関わる非常勤特別職の報酬の額を改定するため改正を行うもので、その改正内容は選挙長、投票管理者、期日前投票管理者、開票管理者及び投票立会人の報酬を日額で 200 円、選挙立会人、期日前投票立会人及び開票立会人の報酬を日額で 100 円引上げるものです。なお附則において、この条例は公布の日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第 31 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 4 議案第 32 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第 4、議案第 32 号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。暫時休憩します。

午前 9 時 40 分 休憩

午前 9 時 41 分 再開

○議長（中島博志） それでは始めます。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 32 号につきまして、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 32 号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、厚生労働省の改正に基づき、放課後児童支援員認定資格研修要件の改正を行うもので、改正の内容は研修を行う者に指定都市の長の追加をし、要件を拡大しております。なお、この附則において、この

条例は、公布の日から施行するとしております。この改正内容は適正と認められ、よって議案第 32 号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 33 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第 5、議案第 33 号、砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 33 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 33 号、砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正については、令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税の引上げに伴い、保守点検料及び施設使用料を新しい税率に適用した料金に改定するため改正を行うもので、その改正内容は料金を概ね 2 パーセント引上げるものです。なお、附則において、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行するとし、また経過措置を設けています。採決の結果、賛成多数により議案第 33 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛

成の方は、ご起立ください。

[起立多数]

○議長（中島博志） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 6 議案第 34 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 6、議案第 34 号、砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 34 号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第 34 号、砥部町公共下水道条例の一部改正については、令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税の引上げに伴い、公共下水道使用料を新しい税率に適応した料金に改定するため改正を行うもので、その改正内容は一般汚水について、基本水量 5 立方メートルまでの基本料金を 18 円引上げ 1,018 円に、超過料金を 1 立方メートルにつき 4 円引上げ 204 円に改めるものです。また、10 円未満の端数は切り捨てることとしています。なお、附則において、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行するとし、また経過措置を設けています。採決の結果、賛成多数により議案第 34 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（中島博志） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第 34 号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 7 議案第 35 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 7、議案第 35 号、砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 35 号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第 35 号、砥部町農業集落排水施設条例の一部改正については、令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税の引上げに伴い、農業集落排水施設使用料を新しい税率に適応した料金に改定するため改正を行うもので、その内容は基本料金を 48 円引上げ 2,640 円に、人員割を 7 円引上げ 385 円に改めるものです。なお、附則において、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行するとし、また経過措置を設けています。採決の結果、賛成多数により議案第 35 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中島博志） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第 35 号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 8 議案第 36 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 8、議案第 36 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 36 号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第 36 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正については、令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税の引上げに伴い、新しい税率に適応した水道料金及び加入金に改定するため改正を行うもので、その改正内容は料金及び加入金を 2 パーセント引上げるものです。なお、附則において、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行するとし、また経過措置を設けています。採決の結果、賛成多数により議案第 36 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、委員会の質疑の中で消費税の引上げに伴い、各種証明手数料及び各施設使用料の改正を行うかとの問いに今、再算定を行っており、その結果により必要であると判断した場合は、改正を行いたいとの答弁がありました。以上ご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕



○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中島博志） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第 36 号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 37 号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第 9、議案第 37 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 2 号を議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算について審査の結果をご報告申し上げます。議案第 37 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、県団地のコミュニティ広場用地を取得するための関係経費を 3,009 万 2 千円を追加しております。農林水産業費、農業費関係では次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金を 2,289 万 1 千円追加しています。この財源として、県支出金を 1,676 万円充当しています。また、新規就農者の確保、育成の強化を図るため次世代ファーマーサポート事業費補助金を 111 万 3 千円追加しています。この財源として県支出金を 74 万 2 千円充てています。林業関係費では、譲与される森林環境譲与税を基金に積み立てるため、積立金を 751 万 8 千円追加しています。林道障子山線の落石防止対策を行うため、工事請負費を 1 千万円追加しています。この財源として、県支出金を 500 万円充てています。鳥獣害防止施設整備事業費補助金を 107 万 1 千円追加しています。この財源として、県支出金を 71 万 4 千円充てています。商工費関係では、県立医療技術大学に校歌を記した陶板を寄贈するため、陶板設置工事費を 80 万 7 千円追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、町道の道路維持工事費を 5,690 万円追加しています。この財源として、国庫支出金を 321 万 6 千円、地方債を 2,250 万円充てています。また、町道久保田大岩橋線拡幅工事にかかる関係経費を 905 万円追加しています。住宅費関係では、ブロック塀等安全対策事業費補助金を 150 万円追加しています。この財源として、国県支出金を 112 万 5 千円充てています。先ほどのコミュニティの広場のところで私が 3,009 万と言いましたが、3,090 万 2 千円の間違いでございましたので訂正させていただきます。以上適正な補正と認められ、よって議案第 37 号は原案のとおり可決すべきもの決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 続いて、井上総務常任委員長の報告をお願いします。

○総務常任委員長（井上洋一） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について審査の結果をご報告申し上げます。議案第 37 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、技師を育成するため建設課に配置した臨時職員の賃金を 168 万 5 千円追加、松山市東京事務所に派遣している町職員の帰庁旅費を 28 万 5 千円追加、旧砥部老人憩いの家の解体に伴うアスベスト含有分析調査委託料を 73 万 2 千円追加、麻生幼稚園隣接の原町グラウンドの石積みを修繕するため、工事請負費を 38 万 4 千円追加しています。消防費では、消防団員のヘルメット更新費に自治総合センター助成金を 100 万円充てるため、財源組替を行っています。次に歳入については、地方譲与税を 800 万円増額、国庫支出金を 702 万 1 千円増額、県支出金を 3,007 万 4 千円増額、繰入金を 65 万 1 千円増額、繰越金を 9,424 万 7 千円増額、諸収入を 200 万円増額、町債を 2,250 万円増額しています。以上、適正な補正と認められ、よって議案第 37 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 次に、平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算について審査の結果をご報告申し上げます。議案第 37 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費では 10 月から実施される幼児教育無償化等に対応するため、社会福祉費関係では障害者自立支援システム改修業務委託料を 85 万 8 千円を追加しております。この財源といたしましては、国庫支出金を 73 万 1 千円充てております。また、児童福祉費関係におきましても、子ども子育て支援システム改修業務委託料 638 万円を追加しております。この事業は全額県支出金で補っております。次に衛生費、保健衛生費関係では、風しんの抗体保有率の低い 40 歳から 57 歳までの男性に対しまして抗体検査及び予防接種を実施するため、関係経費を 601 万 5 千円追加をしております。この財源として、国庫支出金を 232 万 4 千円を充てております。教育費ではスクール・サポート・スタッフの配置を砥部中学校から麻生小学校に変更したことにより、小学校費関係では臨時雇賃金を 75 万円追加し、中学校費関係で臨時雇賃金を 75 万円減額するとともに、財源の県支出金 43 万 8 千円の組み替えも行っています。社会教育費関係では、中央公民館耐震大規模改修工事に伴う電気及び水道使用料を 100 万円追加しております。全額使用料で補っております。保健体育費関係では、県の衛生管理指導により給食センターで使用する移動式作業台 3 台と、移動式シンク 1 台の購入費を 56 万 4 千円追加しております。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第 37 号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 請願第 1 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 10、請願第 1 号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長（井上洋一） 平成 31 年第 1 回定例会において、総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました請願第 1 号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書について、6 月 18 日開催の委員会で審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。請願事項は 2019 年 10 月の消費税率 10 パーセントへの引上げ中止を求める意見書を政府に提出することを求めるものです。協議において消費者の負担が増えることによる生活への不安や軽減税率の導入など、制度的に難しい部分はあるものの、子育て支援など社会保障制度拡充の財源確保のためには、消費税増税もいたし方ないのではないかと意見がありました。採決の結果、請願第 1 号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 6 番佐々木隆雄でございます。先ほどの委員長の報告に対して、私はこの請願第 1 号の国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書に不採択だということに対しての反対の討論をしたいと思います。請願書では、10 パーセントの引上げで 5.6 兆円の増税となり、減税分を差し引いても 4.6 兆円、ほぼ 1 世帯あたり 8 万円の増税だというような試算が出ており、税率が 5 パーセントから 8 パーセントになったときも、大不況が再来するのではないかと指摘をしております。私も同じような考えを持っております。各種世論調査で見ましても、10 月からの消費税 10 パーセント引上げには反対が 50 パーセントという結果がたくさん出ております。当然この砥部に住む町民の方も同じようなお考えだと思います。皆さん思い起こしてください。厚生労働省の勤労統計の不正調査による増税の根拠が失われる恐れがあった、そういうこと、さらに今紙上で問題になっております、夫婦の老後の資金が公的年金以外に 2 千万円必要とした金融庁の報告書で、年金不安が広がっております。このように様々な背景からも消費税 10 パーセントへの増税は、中止すべきではないでしょうか。先ほどの総務委員会の報告でも、軽減税率のことについても触れられておりましたが、私あの、

3月の議会のときにも少し触れましたが、ポイント還元というのは複数税率とセットになるということで、買う商品や買う場所で買い方によって税率は5段階にもなると。これは混乱、そして負担、不公平ももたらしてくるものではないでしょうか。テイクアウトは8パーセント、イートインは10パーセント、生きた豚は10パーセント、豚肉は8パーセント、水道料金は10パーセント、ペットボトルは8パーセントなどなど、大変な混乱が予想されます。また、キャッシュレス決済に対応できない、カード会社に払う手数料が心配だ、キャッシュレスになると商品が売れても現金がすぐ入ってこなくなる。このような商売をされている方からの声もたくさん出されております。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大するという欠陥を持っております。社会保障に必要なという話もありましたが、過去30年間で入った消費税は372兆円ということのようですが、それに対して大企業の法人税の減収は291兆円。なんと、その8割に当たる部分がこの大企業の法人税減収等の穴埋めに使われてきたのが実態ではないでしょうか。大企業や富裕層を優遇する不公平税制を改めれば、消費税増税に頼る必要はないんじゃないでしょうか。税金の集め方、そして使い方を見直しを求める地方からの声を届けることこそ、この砥部町議会としての役割ではないんじゃないでしょうか。このことを強く申し述べ、政府関係省庁に請願を提出すべきだと、そういう立場で総務常任委員会での不採択に反対しての討論を終わります。

○議長（中島博志） 次に委員長報告に賛成の発言を許可します。7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） 7番森永茂男でございます。それでは請願第1号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書につきまして不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論をいたします。今年の10月、8パーセントから10パーセントに消費税が上がるということで、消費者にとっては消費税率が低いほうが良いことは当然ですが、少子高齢化が進む今、年金や医療費、子育て支援費など社会保障を充実させるための財源を確保するためには、消費税の増税はいたし方ないと考えます。以上により請願第1号につきましては、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対するものです。以上です。

○議長（中島博志） 他に討論はありませんか。討論を終わります。

採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（中島博志） 起立少数です。ご着席ください。よって請願第1号は不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第11 議員派遣

○議長（中島博志） 日程第11、議員派遣を議題とします。

お諮りします。7月25日にメルパルク松山で開催される愛媛県町村議会議長会創立70周年記念議員研修大会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。三谷喜好君から議会改革特別委員の辞任届が提出されました。三谷喜好君の議会改革特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます、よって三谷喜好君の議会改革特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第１とし、議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第１ 議会改革特別委員の辞任について

〔三谷議員退場〕

○議長（中島博志） お諮りします。三谷喜好君の議会改革特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。申し訳ございません。前後になりましたが、追加日程第１とし、議会改革特別委員の辞任についてを議題とさせていただきます。申し訳ございません。異議なしと認めていただきました。よって三谷喜好君の議会改革特別委員の辞任を許可することに決定しました。三谷喜好君の入場を求めます。

〔三谷議員入場〕

○議長（中島博志） お諮りします。欠員が生じた議会改革特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第２とし議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議会改革特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第２とし、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第２ 議会改革特別委員の選任について

○議長（中島博志） 追加日程第２、議会改革特別委員の選任を行います。

お諮りします。議会改革特別委員の選任については委員会条例第８条第４項の規定により、平岡文男君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって平岡文男君を議会改革特別委員に選任す

ることに決定しました。三谷喜好君の委員の辞任の許可により、ただいま委員長が欠けております。ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して議会改革特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

午前 10 時 19 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

○議長（中島博志） 再開します。議会改革特別委員会委員長の互選結果が議長の手元に参りました。報告します。議会改革特別委員会委員長に平岡文男君が互選されました。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お諮りします。各委員長により、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、6月13日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきまして、ご議決くださいましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。ご議決いただきました、補正予算の執行に当たりましては、コスト意識を強く持って上位施策に貢献できるよう大切に執行させていただきます。そして、議員の皆様から、会期中に承りました様々なご指摘、ご指導は、これからの町政運営に生かしてまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。これから、ますます暑さも厳しさを増してまいります。議員の皆様には、お身体をご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 以上をもって、令和元年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 22 分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員